

10

# 朝鮮統計時報

第十二號

十三年七月三十日發行



통제청 도서실



B0045800

會協統鮮朝

255(卷三)  
1938.12.17

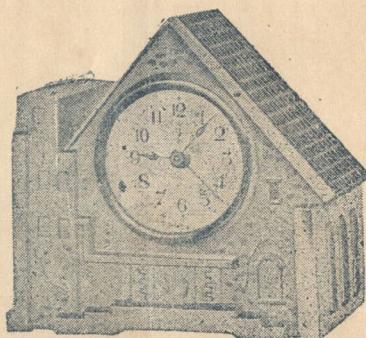
掛時計製造元、時計、指輪  
歐米各國直輸入元、貴金屬製品

卸專業

標創業

準貳拾

改大築記奉念仕時壹週計年



朝鮮總督府殿  
專賣局、遞信局殿  
鐵道局、京畿道廳殿  
朝鮮軍司令部殿

標準時計、掛時計製造元  
貴金屬、蓄音器

御 京城府本町二丁目

用 株式會社 村木時計店

達 京城出張所

電話本局 (四四七一)  
四三七二番番

龍山第七十八聯隊殿  
龍山第七十九聯隊殿  
野砲第二十六聯隊殿  
騎兵第二十八聯隊殿  
龍山陸軍病院殿  
京城帝國大學殿  
京城府廳殿  
京城府內各郵便局殿  
府內各警察署殿  
京城地方法院殿  
日本赤十字病院殿  
帝國大學病院殿

總本店 大阪市東區南久寶寺町貳丁目

内鮮一體の精神昂揚

の文化的使徒！

【新年創刊】

邦文月刊雑誌

# 東洋之光生る!!

定価四銭

(共科送)

◇創刊に際りて.....社長朴熙道

◇血を以て歴史を綴る.....朝鮮總督南次郎

◇大和心の特色.....

◇奉公精神と<sub>行動</sub>の實踐.....國學院大學長  
貴族議員吉田河野三郎

◇内鮮一體の必然性について.....京城植茂

◇本誌の創刊に對する.....

## 諸名士の祝詞

◇内鮮一體の眞理.....

その他趣味實益滿載の豪華版！

通譯官西村眞太郎

所行發

地番八八目丁二町治明府城京

社光之洋東

番〇九二六②局本話電  
番九〇五、八二城京替振

朝鮮統計時報

第十二號

目次

□ 表 紙

田 中 紀

□ とびら 物資の節約

五十年代  
智

東亞協同體への感激

江 上 征 史 2

誌上講義 統計の話 (一〇)

京城帝國大學教授

大 内 武 次 6

減退し行く歐羅巴人 (三完)

L · C · マ ネ 1 14

統計偶感 (四)

西 井 登 19

人口動態調査事務に就いて

國勢調査課動態係 24

事變第一年に於ける國民の直接稅負擔狀況

朝鮮總督官房文書課 37

職業調査の現狀と產業調査の速進に就いて (一)  
朝鮮に於ける

鈴木虎次郎 42

二日の旅

磯 部 桃 果 58

筆 隨

初冬の氣分

田 島 杜 人 61

1992.3.12

多

府邑面統計功績者表彰

全羅南道 34

李相善 34

白春寅 35

濟州島涯月面 35

統計時報

年末年始銃後報國強調週間實施要項

農業戶數(昭和十二年)..... 43

嵐を突破せん

耕地面積(昭和十二年)..... 49

會報

棉收穫豫想高(昭和十三年)..... 50

話の塵

種牛及種馬(昭和十二年)..... 51

原稿募集

食用農產物(内地)(昭和十二年)..... 52

雜街頭文學

林產額(昭和十二年)..... 53

筆氣分の轉換

漁獲高(昭和十二年)..... 54

休憩室

工產額(昭和十二年)..... 55

□編輯後記

表紙第三

國稅滯納狀況(昭和十二年)..... 56

免稅地(昭和十二年)..... 57

倉田山生

67

佃紀一三

66

大義生

22

65

5

36

3

# 東亞協同體への感激

江上征史

支那事變の大きいなる戰果の蔭から、いま「東亞協同體」といふものが育ちかけて居る。これは東亞民族國家の政治聯盟でもあり、また日滿支を併せた單位の經濟プロックとも呼ばれる。

蔣介石等の政權の及ぶ區域（支那の二分の一強）だけがまだ此の新組織の外にあるが、聖戰が進むにつれて新協同體の力は増し、之に反対する勢力と地域とは縮まつてゆくのである。

これは勢の必然の流れである。眞理の瀑流である。我が國民は此の流れに乗り、蔣一派は此の流れに抗して溺れつゝある。なぜ我々が眞理の味方であるかを解り易く考へてみよう。

次の單位は地縁的には自分達の部落又は村であり、血縁的には親族關係である。部落や村は旱魃とか洪水とか疫病とかの自然の暴威に對しても、其他の社會關係に於ても共同の利害に立つから、部落自治は大昔から人間の社會に發達した。交通の開けない昔では、血縁關係も多くは村單位であり、大家族制度とか同族部落などの殘存が之を物語る。

人間には「自愛」の本能がある。これはいかなる聖人も認める所で、一切の生物界の通則であり、生命の發展がこれから發する。此

此の中優秀なる素質、條件に恵まれた雄強氏族の協同體が現はれて、その首長が土地と人民とを支配するに至り、氏族政治の時代を作つた。我が國で言へば物部氏や蘇我氏の時代が之に當り、當時支那では隋の強盛期にあり、大陸の壓迫を犇々と感ぜられたから大化の革新が行はれて 天皇を中心とする國家統一となつたのである。大陸の壓迫が無くなると、また藤原、源、平、北條、足利などの氏族争覇の時代となつた。北條時代に元の來冠は大に國民意識を強めはしたが、元軍蠶滅して外患が熄むと、また内争の時代が續いた。戦国時代は日本人が單に日本を以て世界としたから現出したのであり、秀吉の征明も國內統一後、力の捌け場を大陸に求めたと/or 別に日支相争はねばならぬ必然的の理由は無かつた様である。農業經濟時代は英雄、覇者の所有慾、征服慾のみが多く戦争の衝動力となつた。

×

東亞には日本を中心とする世界と、支那を中心とする世界とがあつた。半島にも滿蒙にも新しい世界が膨脹しかけた時もあるが、永續的なものではなく、近世に入つて此の關係は益々ハッキリとなつて來たのである。

我が明治維新は西洋諸國の科學文明の利器による東亞侵略に對して國家統一をなすべき必然のために行はれた。西洋が南蠶船に乗つて單に切支丹宗を廣めに來たり、貿易を願ひ出たりする間はよかつたが、黒船に大砲を乗せて來て脅迫するに至つては最早や内争型の地方分權的封建制では用を爲さず、中央集權の近代國家として立ち直る必要に迫られたのである。かくて日本國民は初めて地方的な「藩」の觀念を捨て、「國民」の觀念に入れ替へ、地球を世界とする世界生活に向つて出發した。其の頃東亞大陸は、英佛露等の雄強國家によつて次第に蠶食されつゝあつた。

日清戰爭は日本の韓國獨立支持に對する支那の支配・權主張によつて起つた。交通と武器の發達により、東亞の世界は俄に縮小されたが、一衣帶水の半島に強大國の手が延びることは日本として永遠の脅威であり、之を除かんとする切實なる衝動は昔の元冠や征明役の比ではない。次に日露戰爭は帝政ロシアの滿洲、朝鮮蠶食の野心を封ずるために戰はれた。これらは無論日本自らの安全を自ら護る目的に出たものではあつたが、それが同時に東亞全體の利害と一致するものであつたことは、日露戰爭以後の世界を見れば解るのである。それは若し日本の實力が東亞に無かつたとしたら、今頃全東亞の運命がどうなつて居たかといふことを想像することによつて明かな筈だ。

×

近年、科學は益々發達してやまない。獨逸のコンドル機は二晝夜足らずで柏林・東京間を一飛びした。世界を制壓した英國の大海軍

も空軍發達の前には影の薄い存在となつた。どの強國も一國單位で自ら安全を保證し得る國はない。皆外交の秘術を盡して想定敵國に對して同盟を結びつゝある。強國は其の資格として廣義國防資源の自給力をもたねばならん。持たざる國は之を得んとして、持てる國は之を奪られまいとして火の如く爭つて居る。

東亞には日滿支の三大國がある。が何の國も資源を自給し得ないだから日滿の間には互助一體の協同關係が生れた、支那は日滿と提携して、三國一體の經濟單位を形造るによりてのみ自ら救ひ得る境遇にあつたのである、然るに蔣一派は羊の皮を被た狼の手先となつて、自らその生贊となると共に、東亞全體の運命の火を吹き消さんとしたのである、こゝに彼等が歴史の必然の流れに逆らふ愚かさが證され、東亞民族互に相搏つ悲劇が生れた。

日本國民はひとり日本國民の利益だけでなく、東亞全體の利益を考へて戰つて居る。蔣一派は東亞全體の爲はおろか、自國の眞の利益をすら考へて居ない。全體を考へる者は一家においては親の立場である。日本國民は最初から深き親心を以て支那に臨んでゐる。物の道理を辨へない駄々子を折檻して其の誤つた考へを叩き直してゐるのが支那事變である。而して我が占據地帶には此の親心を知つて東亞一家の協同體に參加せんとする新政權が幾つも起つて、次第に明朗となつて來た。

私はそこで「東亞民族主義」といふものを考へる。東亞は三つの國と幾つもの民族から成り立つてゐる。これらの民族は各々自分の立場、自分の感情、自分の利益ばかりを考へることは許されない時代となつた。自分の個性を殺す必要は無い、「が全體を構成する一員たるの自覺が要る。『同じからずして之を同うす。之を大同といふ』とある所の大同の觀念、大和の觀念である。

我々は今日も何々縣人會などを拵へて郷黨人互に睦み合ふ機會を作り。それを敢て封建の遺習とは謂はないが、今はもつと單位を大きくして東亞民族互に相睦み合ふべき時だ。此の間蒙古の德王が福岡を訪問して七百年前元軍全滅した博多灣に祀られてある蒙古塚に參詣し『一生を通して斯かる感激がまたとあらうか』と言つて思讐を超越せる心境を示した。東亞の興亡史に印せらるゝ幾多の相互侵襲を回顧して國恥とか民族の屈辱とか小さな感情にこだわつてゐる場合ではないのである。よろしく各民族の單位を越へた「東亞民族主義」に觀念を擴大して世界生活に乗り出すべき時である。

日滿支三國民が眞に結束すれば、も早や世界に恐るゝ國、怖るゝ勢力はない。人口は世界の四分の一強である。一切の產業興隆の要素、高度國防建設の要素が此の中にある。之を行はざれば東亞全民族は衰亡し、行へば興隆する。これはハツキリした客觀的事實だ。

而して支那事變は皇軍の戰果によつてこの運命に解決を與へつゝある。東亞民族は自ら東亞を愛し、強力な協同體を造り上げ、生命を伸ばし、幸福を自ら保障せねばならん。東亞は我々の家族の延長であり國家の延長である。此の機運をリードする日本國民の双肩に大責任が加はつてゐることを國民のすべてが自覺して、大に修養する必要がある。

x

世界の將來は、東半球では日滿支を中心とする國家群の聯盟と、西半球では南北米洲の國家群の聯盟および歐洲の謎とが殘るだらう。國際聯盟は事實が歐洲聯盟の規模に縮小されたが、その機能すら喪失して來た。獨伊樞軸の國家群が勝つか、英佛樞軸の國家群が勝つか、或はまた曾て佛のブリアンが考へたやうな歐洲聯邦組織で

## 嵐を突破せん

半島に於ては、内鮮二つの民族が心の底から打ち解け合つて同心一體の關係となつた。次に此の關係が滿洲、蒙古、漢族の民族の意識によつて大乘的な「東亞民族」といふ擴大された觀念の常識を以て知ることが出来る。波瀾と禍心とに充満する世界生活に處して日滿支六億の國民が相結束すれば強く且つ共に榮え、離反すれば弱く且つ共に

衰へる。これは抽象的な理窟でなくして眼前の事實が示す大教訓だ。即ち此の運命の共同こそ東亞再建の基礎をなすものであつて、此の協同體を構成する各民族の民族感情もこれら諸する民族の意識によつて大乘的な「東亞民族」と謂はねばならぬ。日本は英雄に率ひられざるも國民の名において英雄である。田園の一農夫、工場の職工、町の一商人、會社の一事務員——それは一個人の場合には變哲もない

も出來上るか。これは歐洲人自ら解決すべき問題だ。西洋の運命が何うならうと、アジアはアジア人のアジアでなければならん。日滿支聯盟實現後の東亞は其の實力を有つのである。

もし一部の天文學者の説の如く火星に優秀なる人類が棲息するとして、その火星人が地球遠征軍を仕立て、來襲し、地球人類の殲滅を企つる場合ありとすれば、その時は地球人類は共同の利害に立ち火星軍に對して結束するだらう。斯様な出来ごとでも起る場合の外吾々には眞に徹底したる意味の「人類的立場」といふものはない。白人列強が東亞を半殖民地化せんとし、思想的侵略を遂げんとする禍心を抱いて東亞に臨む限り、吾々には國民的立場と、東亞民族主義の立場と、日滿支聯盟の立場と、併せて日獨伊防共聯盟の一員たる立場以外の立場は無いのである。

ダヤ禍のソ聯を豆滿江の對岸に有し、又帝國の東亞經綸の足場となる意味において幾つもの重責を有して居り、今後新朝鮮を荷つて、此の協同體を構成する各民族の本領を皇軍將兵と同じくして帝國の國運發展と、東亞の興隆と謂はねばならぬ。日本は英雄に率ひられざるも國民の名において英雄である。田園の農夫、工場の職工、町の一商人、會社の一事務員——それは一個人の場合には變哲もない。而して我が半島はユ

## 義講上誌

統

計

の

統

(二)

大内武次

京城帝國大學教授

## 普魯西の官僚制度

前回に於ては、佛蘭西の新統計局が成立した迄のことを申し上げましたから、今回はそれに次で統計機關の整備された、今日の獨逸帝國地方の諸邦に付て申し上げなければならないと思ひます。それは云ふ迄もなく、普魯西とバイエルンに付てどうありますが、先づ普魯西の方から申し上げましやう。

普魯西と云ふ國は御承知の通り、十八世紀の中葉に王國となり、次でフリードリッヒ大王と云ふやうな名君が出て内治を整へ農業、商工業を獎勵したのみでなく、常備兵制を整へて國威を四圍に發輝したのでありますから、獨逸諸邦の中でも最も有力な國となつて、將來統一さるべき獨逸國の盟主たるべき地位が、十八世紀の末にはほど確立されたのであります。加ふるに又歴代の國王には勤儉力行の英主が相次いで出ました。それで國內の行政制度なども、國王の絶對專制の下に官僚が整然として配置されて、早くから整つて居たのであります。大體他の國で行政制度が確立しましたのは、議會制度が發達して、それがその整備を助成したことによるのであります。普魯西に於きましては、議會とは全く關係なく、それは封建制度の間から發達したその專制王政が創成した所のものであります。それで官吏の

任用なども世襲的のものではなく、試験によつてそれを任用すると云ふやうなことが早くから行はれて居ました。そして大學の如きも、斯る官吏を養成するものとして發達して居つたやうな譯であります。それでこゝに所謂普魯西の官僚制度の傳統が醸成されることになつたのであります。人々が普魯西は官僚制度の母國であるが如く云ひますのはそのためであります。

### 普魯西統計の先驅

そのやうな譯であつて、自國の國力に關聯する事柄は、豫め特に調査して置かなければならぬと云ふやうな氣風が早くから存して居りました。この氣風が統計調査の先驅を現はすことになつたのであります。十八世紀に於きましたて、特にフリードリッヒ大王の下に人口の調査や財政記録の整理などが、屢々行はれました。そしてそれを表にして示して居つたのであります。このやうな表は過去の事實を示すものであると云ふ意味で、歴史表（ヒストリッシュエ・タペレ）と呼ばれて居ました。この歴史表は他邦と戰争のあつた場合には、その作成が中斷されて居るのでありますが、大體原則として毎年作成されて居たのでありますし、又時には年に二回作成されたやうな場合もあるのであります。その表に收録される項目は、最初は戸主を中心とした竈數を調べると云つたやうな事から、次第に進んでそれを職業別に見たもの、例へば長百姓、水呑百姓、漁師、鍛冶職、粉屋、牧場主をその僕婢、牧羊主とその僕婢、其他と云ふやうに人口を分けて見るやうになり、それは更に段々増加されて行つたのであります。之より此等の調査は戰争のための用意でもあつたのであります、後には鐵山の數とか、家畜の數とか云ふやうな産業上の事柄にも及んだのであります。一七二二年の歴史表には二十五の項目があつたと云ふことがあります。

又他面に於て、獨逸に於ける政治算術學派の元祖とも見做さるべきジユースミルヒは、當時ベルリンで牧師をしてゐたのであります、この人が有名な「神の秩序……」と云ふ本を書いて、人間の出生、死亡、婚姻などの現象を調

べて、そこに恒常的の秩序があると云ふことを説き、これは畢竟神の攝理によるものであると云ふ事を述べました。要するに人口の動態現象に於ける秩序を述べたものであります。この本の出版されたのは一七四一年のことです。これによつて當時の識者の間に、人口の動態に關する興味が刺戟されたものであることは想像するに難くありません。それで一七四七年にフリードリッヒ大王は、各地方官憲に命じて教會記錄による人口記録の確保、即ち人口名簿（ポピュラシオン・リスト）の作成を命じて居ります。それですからして、當時の統計調査としては一方にはこの人口名簿作成のことがあり、他方には歴史表の作成に關する方面との、その二つの部門があつたと云ふことが出来ます。歴史表も十八世紀の終になりますと非常に多くの項目からなつて居ります。その項目の擴張せられることになつた年次を申しますと、一七三〇年、一七三四年、一七七八八年と云ふ風であります。人口に付ても兒童表が加はるとか、云ふことになりますし、殊に經濟統計の方面は農業を作物別に見たものとか、又船舶交通に關するものとか其他商工業に關聯する項目が採擇されて居るのであります。それで十八世紀末に、この歴史表を中心として、財政委員なるものが任命され、それ等の表の統一、改良を計ることになつたのであります。これは恐らく官廳に於て、統計委員の形式を持つたものゝ出來た最初のものであると云ふことが出來ましやう。

### 普魯西統計局の成立

十八世紀末にレオボルド・クルーゲと云ふ學者が居りまして、この人は多くの書物を著して世間に活動して居つたのであります。この人が著した、普魯西の國富の状態に關する大部の二冊ものは、これ迄に官廳で作られた歴史表を集大成してそれを基礎として研究したものであります。従つてこの人は當時の統計によく精通して居つたのであります。そのやうな譯からしまして、この人が普魯西統計局設立の使命を擔ふことになりました。即ち一八〇四年にフライヘル・フォン・シュタインは宰相の印綬を帶びたのであります。それと同時に彼はクルーゲに對し統計

局の設立を命じました。その結果一八〇五年にクルーグを局長とする統計局が、商業、工業、關稅を掌る省の一部として創立されたのであります。こゝに創立されたこの普魯西の統計局が、獨逸に於ける最初の統計官廳であります。クルーグは統計局が設立されるや直ちにその仕事に着手しました。そして翌年の一八〇六年に第一の年報を發表いたしました。それは普魯西の人口、地形、農業、工業、交通、關稅、消費、道德、文化の項目からなつて居つて、二十四の表からなつたものであります。これによつてこの統計局の仕事なるものが如何なるものであるかと云ふことがほど察することが出来ます。それは他の行政各部門で作成して居る統計をこゝに纏めて、それを整然と編纂して發表することにあつたのであります。所が宰相シユタインは國王と衝突して、間もなくその地位を去ることになりました。それと同時に普魯西の大部分は、佛蘭西のナポレオンの軍隊によつて攻略されて、そのための大混亂に陥りました。そのやうな事で折角出來た統計局も、其仕事を中斷するの止むなきに至りました。

然し乍ら一九〇七年に國王は、その戦後の難局に處するために、先に貶けたシユタインを再び起用することになりました。それで仕事の中斷された統計局を更生して復活されることになつたのであります。即ち一八〇八年にその統計局は、内務省に附設されて更生しました。けれどもその仕事は從前から存して居つてまだ發表されない統計表を編纂することに過ぎなかつたのであります。けれどもそれは一八一〇年に一般警察を司る省の一部局となることになりました。以前の統計局は夫々の省に附設されたのに過ぎなかつたのであります。此度のそれは省の一局に昇格されたのであります。こゝで官廳としての統計機關の地位は確乎なものとして確立された譯であります。そしてそれを主宰する局長として、新たにヨハン・ゴットフリード・ホフマンが任命されました。

### シユタイン・ハルデンブルグの行政改革

こゝで一寸普魯西の行政改革のことを述べなければなりません。既に述べたやうに、既に普魯西には官僚の確乎た

る制度が確立されて居りました。このやうな官僚制度が早くから確立されるに至りましたのは、絶対專制の國王が地方の封建的勢力を抑へるためのものであつたのであります。國政の統一を計るために、他ならなかつたのであります。所が此度普魯西はナポレオンによつて打ち敗かされて、土地の過半は奪はれし、又莫大な償金が課されたのであります。そこでその戦後の難局を背負つて立つべく、國王から依頼された宰相シュタインは國政の大改革を計るべく決心したのであります。これが有名なシュタインの行政改革であります。シュタインは先づ第一に從來のやうな上からの絶對專制の政治では駄目で、國會を設けてそれで國政を運用してゆく所の代議政治により廣く有能の人材を政治に參與せしめなければいけないと云ふことを考へました。又從來はあまりに專制的の中央集權であるから、地方分權的政治に改めなくてはならないと考へました。それに又從來から殘存して居る、雜多の封建的特權を根絶しなければならないと考へました。それでそれを實行に移すべく着々と計畫して行つたのであります。然るにシュタインはナボレオンに對し極度の憎悪と反感を抱いて居たのであります。それで不幸にもシュタインは改革の業の中止にして、ナボレオンの壓迫により國外に追放せられて終ひました。それは一八〇八年のことでありますが、そのシュタインに次で宰相となつたのは、フライヘル・フォン・ハルデンブルグであります。この人はシタウインの政策を忠實に繼承してその業を進めたのであります。それによつてシュタインの改革計畫はほど完成されたのであります。それで一般にこの普魯西の行政改革のことを、シュタイン・ハルデンブルグの行政改革と申して居ります。その内容は中央行政機構の改革、地方自治制度の確立、營業自由の原則の容認、財政兵制の改革と云ふやうな廣汎な範圍に亘つて居るのであります。只代議政治の確立と、農民解放の實現とは、種々の反対があつて實現しなかつたのであります。その實現は遙か後に延ばされざるを得なかつたのであります。普魯西の統計局の更生は、この行政改革の真中に爲されたのであまりすから、それと一脈の關聯があると云はざるを得ません。

特にハルデンブルグに付ては、それが佛蘭西統計との關係がある點を見遁してはなりません。フランク公爵領の中

でアンスバッハとバイロイトは一七九一年に、普魯西の領地となつたのであります。ハルデンベルグは中央に来る迄は、その地方の大臣として地方統治の任に當つて居たのであります。所がこゝは南獨逸に近いのであつて、そこには佛蘭西の統計調査の影響が及んで居たのでありますから、ハルデンベルグも當然その影響を受けたことなのであります。それでハルデンベルグの命によつて、この地方で種々な統計調査が行はれて居ります。このことは、彼がシュタインの後を繼いで中央の宰相となつてから、統計局の更生、擴大をなしたこと、深い關聯があること、云はなければなりません。普魯西の統計の成立には、一方に於て普魯西の傳統に基いて來て發達した方面と、又他面にあつては上述のやうな佛蘭西の統計調査の發達の影響との、その雙方が働いて居るのであります。その上に立つてやがて發展して行つたのであります。

### 佛蘭西の統計と區別すべき普魯西統計の特色

扱曩に述べた如く、一八一〇年以來ホフマンの主宰の下に、普魯西の統計局は、活動を續けて行きました。所がこのホフマンと云ふ人は同時に又、柏林大學の國家學の教授を兼ねて居たのであります。それで統計事業と云ふものは國家の事實の政治算術的認識を爲すために行はるものでなければならないと云ふ意見を持つて居たのであります。それで彼は一面に於て統計調査をやつて統計表を作成すると共に、又別にその統計資料を科學的に利用すると云ふことをやつて居るのであります。然しそのやうなことは行政官廳として統計局の爲すべき固有の仕事とは、當時思はれて居なかつた事でありましやう。それでホフマンのことを「彼は統計資料を利用して個人的に研究の仕事を爲して居た」と云ふやうな風に書いてあるのであります。然し乍らそう云ふ研究的のことをする事は、後にはこれが普魯西統計局の傳統となつたのであります。そしてそれはやがて全獨逸統計局の傳統として、世の中に多くの業績を残すことになつたのであります。そのやうな傳統の端緒はホフマンがこれを開いたのだと云ふことが出來ます。

もう一つ獨逸統計局の特色としてこゝに認められることは、その主宰者が大學教授を兼ねると云ふ事であります。即ち單なる行政官吏ではなく、學者がその仕事の掌に當つたと云ふ事であります。このことは只今述べた統計局で多くの科學的研究をやることになつたこと、關係があることであります。この後大體獨逸の統計局にはこの例が繰り返されて居ります。それがため今云つた資料の科學的の利用と云ふ仕事の他に、統計調査の事業そのものを科學的に整備する機會がこゝに得られることになつたのであります。これは小數の例外を除いて、他國には見られないことでありました。後に獨逸の統計局が統計調査事業其他の點に付て、世界の模範となるに至つたのはこの故であります。

ホフマンは前に述べたやうな意見を以て統計局の仕事に當つたのであります。然し如何にせん普魯西は、戰敗の後を受け多大の償金を拂はなければならぬ時のことでありましたから、その財政が裕かでなかつたのは勿論のこととであります。彼は充分に思ひ通りの事業をやつて行くことが出来ませんでした。それに又不幸にして一八一三年からは、露西亞から退却するに至つたナボレオンに對して、普魯西が蹶起して立つた所の所謂自由戰爭が勃發するに至つたのであります。そのやうな譯でこの統計局の仕事も、一時中止するの止むなき事情になつたのであります。それでその統計局の正規の活動が再び始まつたのは、戰亂が收つた後で一八一六年頃からの事であります。

以上のやうな譯で事業を縮少した上でホフマンは仕事をやつて行かなければなりませんでした。それで彼は獨特の方針で對處することになつたのであります。從來のクルーゲの下に於ける統計局の活動は、極めて多くの項目に亘つて統計を集成して、それを編纂して行くことにあつたのであります。然しほフマンはそう云ふ風な廣い方面に亘つて粗放的に統計を作ることを止めて終ひました。そして項目は小數であつても良いが、然しその項目に付ては徹底して完全に調査すると云ふ集約の方針を以て進ん行つたのであります。そして調査すべき項目を建物、人口、教育機關、警察機關、工業施設にのみ限つて、その他の項目はすべて放棄して終つたのであります。この調査は戰亂で妨げられ

た時期を除いては、年々行はれました。けれども一九二三年からは三年毎にそれを行ふと云ふやうに更に縮少されたのであります。

このやうに小數の事項に限り徹底的に正確な調査をすると云ふことになれば、それを直接計査によつて調査することにならざるを得ません。それでホフマンは直接計査によるこゝとしたのであります。元よりこの直接計査なるものも、恐らく今日の調査のそれから見れば、幼稚のものであつたのでありますしやうが、然しそう云ふことになれば、自ら調査の方法に特に注意が拂はれてゆくものであることは、疑のないことでありましやう。此點でホフマンのこの方針は、統計調査の改善に寄與することがあつたことを信ずるのであります。

此點に於て前回に述べた佛蘭西の統計局の方針と全く違つて居るものがあることに注目されなければなりません。佛蘭西に於ける統計調査は、調査しやうと思ふ項目を列挙した紙を地方官に送附して、そこにその求める數字を記入せしめると云ふ方式が廣く採られて居ります。所謂アンケート式の調査方法はこれであります。然し乍らこのアンケート式の方法は、地方官に對して直ちに數字を求めるのでありますから、そこに記入さるゝ數字は推定に基くものが大部分を占めることになります。即ちアンケート式の方法では、その數字を求める迄の手續が全く不間に付されて居るのでありますから、そう云ふことになるのは當然のことであります。然るにホフマンの採つた方針はその數字を得る迄の手續を直接計査と指定して、そのため又小數の項目に付て調査すると云ふことになるのでありますし、こゝに計査の正確を期すと云ふ意氣がよく現はれて居るのであります。普魯西の統計もホフマン以前のものにあります。これは佛蘭西のそれと同じであります。然しほフマン以後に於て、そのやうな方針は普魯西で次第に採られることがなつたのでありますし、ここで佛蘭西の統計と普魯西の統計とを區別すべき特色が段々と明かになつて來たのであります。これはやがて兩國統計の傳統の相違に迄發展することになつたのであります。

(未完)

# 人巴羅歐く行し退減

(3)

L · C · マネー

アメリカの人口——一九三七年に於て約一億八千萬——は殆ど世界の凡ゆる人種を網羅してゐる。英人は大凡全人口の五〇%を占めてゐる。恐らく一九三七年のアメリカ人口は次の如くなるであらう。

	人 口	%
英 人 系	六五、〇〇〇、〇〇〇	五〇
其の他の歐洲人系	五二、〇〇〇、〇〇〇	四〇
有 色 人 種	一三、〇〇〇、〇〇〇	一〇
計	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇

英人(イングランド人、ウェルズ人、スコットランド人、北アイルランド人)	五二、〇〇〇、〇〇〇
南部アイルランド人	一三、〇〇〇、〇〇〇
ドイツ人又はドイツ系ユダヤ人	二〇、〇〇〇、〇〇〇
イタリア人	五、〇〇〇、〇〇〇
スエーデン人	二、〇〇〇、〇〇〇
フランス人	二、〇〇〇、〇〇〇
其の他の歐洲人	二三、〇〇〇、〇〇〇
黒人、混血人及有色人	一三、〇〇〇、〇〇〇
計	一三〇、〇〇〇、〇〇〇

英系米人の大部分はアイルランド人——南部アイルランド人——である。ウルスター人を除いてアイルランド人は約一千三百萬である。他の主なる大陸人はドイツ人(ドイツ系ユダヤ人を含む)の二千萬、イタリヤ人の五百萬である。アイルランド人がユダヤ人と同じやうに散在した人種であるといふこ

と、また人種の大半が愛蘭でなく、それ以外の主に大洋を渡つた國に見出されるといふこと等を考へると奇異な感がする。

余をして言はしむればアイルランド人の離散は、世界の人口にとつて最も悲惨な姿の一である。愛蘭のアイルランド人はイングランド及ウエールスの千五百九十萬に對し八百二十萬にすぎなかつた。それ以來アイルランド人は二分された。然し世界に散在するアイルランド人は確實に二千五百萬までに増加した。

夥しく輸入された奴隸の後裔である黒人は大部分悲惨な状態で生活してゐる。R・クチンスキ教授は奴隸の輸入を十六世紀九十萬十七世紀二百五十萬、十八世紀七百萬、十九世紀四百萬——合計約千五百萬と計算してゐる。約千三百萬の末裔が多年後まで生き存へねばならないといふことは告訴にも等しいことである。殘存者がなほ惨な生活を續けて行くであらうといふことはアメリカにとって餘り評判のよいことではない。吾々が黒人の私刑や三K團の存在等について知つたばかりでなく、黒人議員や大學卒業生が白人と同乗しようとして一等車から抛出されたり、農夫が自己の耕作地を去つて行くのを止めようとして發砲したりするのを知つたのはつひ最近のことである。當該官吏アーチバルド・ラットレッヂ氏によると「今日耕作地の黒人は悲痛にも食物、衣類、住居を欲してゐる……彼等は、吾々が面倒をみてやる前にその體を治さねばならない。」餘はア

メリカ人の自由に對する度々の驕舌やアメリカの黒人について考へようしない歐洲人の無關心やその他救ひを天に求めて叫ぶ多くの事柄には一切耳を藉さない。

激しい低下にはあるけれど、アメリカは移入民割當を少數に減じてゐる。歐洲自家によつて是認された割當はすでにアメリカに居住するそれら國家の國民數に應じてなされた。アメリカは自國の移民政策を決定するにあたつては不干涉の權利を有してゐるが、吾々も未だ多産なる民族の機會を拒否すること、民族自滅とを結付けることより結果する文化の危機にそれを關聯せしめる權利がある。

吾々が日本の記録に接する時、吾々はそこに充満しつゝある出產の状態を見出すのである。アメリカ人口の約半數に日本は毎年人口を加へてゐる。その上日本の人口增加は偽誇的ではない——アメリカに於けるが如く實際の低下は隠蔽されてゐない。その出生率は現在人口を維持するに必要なものよりも一〇%も高いのである。日本はなほ七千百萬に近い人口に八十萬を加へつゝある、日本の人口は優れて若い。吾々の場合となんと違ふことであらう! イングランド及ウエールスにあつて二十五歳以下の人口の割合は一九〇〇年以來約二五%にまで低下した。イングランド人口の老成が急速であるため、一九〇一年に二十五歳以下の者が千人に付五二〇人であつたのが、一九三五年にはその數字は三八八人となつた。

吾々は暫く二、三の比較をなしてみよう。日本は一八七二年にはじめて鐵道を敷設した。それ以來日本の人口は三千三百萬より七千萬となつた。一方同期間中のイング蘭及ウエーラスの人口は一千三百萬より四千百萬となつた。英帝國にとつて一層重要なことは實にこの事である。

恐らく今後十ヶ年間に日本は濠洲と新西蘭の人口を綜合しただけの人口を増加することであらう。

#### 濠洲・新西蘭及日本の面積と人口(一九三六年)

面積(平方哩) 人 口

濠 洲 二、九七五、〇〇〇 六、八〇〇、〇〇〇

新 西 蘭 一〇三、二八四 一、六〇〇、〇〇〇

日本(内地) 一四七、七八五 七〇、〇〇〇、〇〇〇

次に支那を見よう。吾々は、支那については何等信頼すべき資料を持つてゐないと告白しなければならない。人口動態は存在せず、

人口推計も亦太抵當て推量である。吾々が満洲、蒙古及西藏を含めての全支那の人口を四億五千萬となす場合、吾々は五千萬又はそれ以上の人口をマイナスかプラスしなければならないであらう。然しながら、吾々は印度の國勢調査については信用できるといひ得る。

支那は一般に百五十三萬二千平方哩の面積を有してゐるので、舊式な推計方法に基いた人口密度は餘り高くなく、全支那人口四億五千

萬中四億三千七百萬の「平方哩當人口」は二七八人である。女の嬰兒殺しは未だ續いてゐるが、支那人は相續人を望んでをり、而してどんな金持であらうとも子供のない人の貧乏を認めてゐる。相當多數の支那移民はすでに行はれた。數百萬の支那人は佛領印度支那、シヤム、ビルマ、ヒイリッピン、マレー諸島に於て繁榮しつゝある。

蘭領東印度には約百萬の支那人が卸、小賣の商取引に活躍してゐる。

吾々は支那の食料生産が科學によつてどの程度にまで増加し得るか知らないが、支那人が如何に熱心に農耕に從事してゐるかは知つてゐる。

#### 一九三六年に於ける世界人口(大陸別)(單位百萬)

歐人又は歐人系 其の他

計

歐羅巴洲 五三三 一

アジア洲 一 一、一四六

アフリカ洲 四 一四六

アメリカ洲 一六七 一〇〇

大洋洲 九 二六七

總 數 七一四 一、三九三

一一、一〇七

世界は多數の指導者と多數の從屬者より成立つてゐる。凡ゆる民族にとつての指導者は即ち世界の全民族を指導するのである。人類又は民族の先導を引受けるのに何等の遠慮も必要としない。而して從屬しなければならない者も亦價値なきものとは考へられない。濠洲の土人ですら、彼等が語る如く、白人とは極く親しいのである。余は僅かの國を訪れたにすぎないが、赴いた如何なる處に於ても、人間が一の心をもつてゐることの眞實に氣付いた。諸國を旅行したある男は「結局、人間は同じである」と書いた。

先導とその質については非常に多くが敍べられる。その國內的方面より觀れば、問題は、こゝでは余の専門ではないが、「民主主義」に關する論争の中で不用意に論せられてゐる。一方その世界的觀點よりすれば、その凡ゆる缺點にも拘はらず白人の先導が、尊大の意味に於てなく自覺、教化の意味に於て、尊重さるべきであると余は信ずる。

而して余が觀察した如く、白人の先導は重大なる危機にある。余がこゝでなした廣汎なる解析は、民族自滅を默認したり、時には喝采する人々、國家間の惡感情を激化せしめる人々及びいかなる理由にせよ、歐洲以外の領土を支配する機會に恵まれなかつた國家に世界發展の寄與を否定しようとする人々を一様に反撃するであらう。

世界の人口二十一億の中、歐洲人又は歐洲人系統は僅か三分の一にすぎないことを吾々は觀て來た。白人は歐洲及米大陸の主人である。アジアに於ては、白人の足場は不安定であり、然もその威力は今を去る三十二年前東郷大將が旅順を攻略し、四日の内にロシア艦隊を擊沈せしめたあの驚嘆すべき年以來決して恢復することがなかつた。アフリカに於ては、白人は全人口の四十分の一を占むるにすぎない。その上多くの白人の行動は曾て北アフリカを支配した白人は機會のあり次第——そして少數の白人が襲はれ虐殺されたとでも聞けば大に喜んで——當然驕殺さるべきであると教へて來、現に教示しつゝある。彼等の多數は、歐洲の艦隊はアフリカにある歐洲人を遮断しなければならないからして、白人は虐殺を免れないであろうと思ふ——否、煽動する——にさへ至つてゐる。眼を大洋洲に轉ずると吾々はそこに所有者としての白人を見出しが、事實は然しながら、成行を忘れて自身の先祖たる歐人の接近——歐洲及び歐洲の援助より最も遠隔な土地に於ける白人文化の維持にとつての唯一の有効手段——すら拒否してゐる。彼等は白人居住百年の後になつて濠洲が男子の不足のため自國を防衛し得ず、而してかゝる悲惨な場合が惹起した時、濠洲の勝利は太平洋に於ける海軍行動か、歐洲に於ける勝利かによつて得られるにすぎないといふ判然としたことを甚だしく疎略にしてゐる。

英國出產率の失敗は英國にとつての不幸であり、英帝國並に世界にとつてのより大なる不幸である。文化は未だ白人の根を刈取つてしまふ程鞏固なものではない。吾々の多くはイタリーの出產率を増加せしめんとするムソソリニ首相の努力を蔑視し勝ちであるが、吾々は善良なる歐洲人として、氏が自國民のみならず全歐洲人に向つて指摘した、白人は更生するか又は死滅するかでなければならないと叫んだ言葉を忘れてはならない。余は敢てこゝにこの警句を繰返すものである。英人の生命の源泉を涸渴せしめるとは、もしもそれが停滯しないならば、英帝國の崩解を意味するものでなければならぬ。若き女性に母とならないことを教育するより夏に苛酷な英國の敵を想像することができるであらうか？それは現に殺害せんと企む秘密や公然の計畫と同様に多數の人々を死滅せしめる戦鬪行為と重大な關係がある。産児制限は一九一八年以來歐洲大戰のあの血腥き年にドイツ人によつて殺戮された以上に多大の生命を奪つた。出產に對する戦鬪こそ凡ゆる時代を通じての最も效果ある戦鬪行為である。危険な兵器たる爆撃機も避妊薬に比すれば一個の玩具にすぎない。

夏に更大なる問題は、意識的にせよ、無意識的にせよ、世界に於ける白人の少數割合を一層減退せしめる如何なる歐洲國家も、獨り自國民族にとつてのみならず、世界の全人類にとつての敵であると

いふ事である。余は、余がここで侮蔑の意味で悪用されてゐる「黃禍説」を暗示する必要の殆どないことを希望する。白人の危機は、舊新兩大陸に於ける白人が民族自殺を犯す危険に直面してゐる。若しも白人にして破滅するならば、それは白人が自らを生存する價値なきもつと認めたがためであらう。(元)

内閣統計局 真崎幸治 譯

## 原稿募集 次號締切一月末日

### 論說・研究

(統計に關する原稿に限る。一篇四千字内外とし長くとも六千字程度を超えないやうに)

### 雜文

(感想・隨筆・詩歌句その他種類を問はず、又必ずしも統計に關することを必要としないが、なるべく一篇一千字以内に止めていただきたい。)

### 通信・資料

(特に地方委員の方にお願。地方統計界の行事・施設等並びに特殊統計調査の結果、其の他興味ある統計資料を通信して下さい。)

○誌上掲載の分には薄謝を呈す。

# 統計偶感

〔四〕

西井 登

さて京畿道の都市及地方に於ける婚姻適齢者的人口に就いて統計的觀察を行ふ必要が相生じたのであるが、之が資料に乏しく現在に於ては至極困難な状況にあることを知つた。

即ち種々資料をあさつて見たのであるが、最も必要であるべき現住人口の年齢別調査が、婚姻適齢者的人口に就いて統計的觀察を行ふにはふさはしく出來てゐない。随つて現住人口につき各年に亘つて婚姻適齢者の觀察を行ふといふ頭初考へてみた腹案が實現出來ないこととなつた。そこで致し方なく昭和十年朝鮮國勢調査報告書に現はれてある年齢別に其の資料を求めるより外方法がないこととなつた。これは或は無謀であるかも知れないが、他に何等資料とてなく、今のところ唯一のものなるが故にこの報告書の年齢別統計に現はれてある計数を用ひ、總人口と婚姻適齢者的人口との比率を求めることが出来た。

右に依れば、京畿道の都市及び地方を通じたる二十歳乃至三十九歳の人口は、總人口の二割九分二厘餘である。

京畿道	三、四、五、六、七	京畿道の總人口と二十歳乃至三十九歳の人口との比率	
		總人口	二十歳乃至三十九歳の人口
		七二、四七	〇、三九五

さて婚姻適齢者であるが、之を何歳より何歳迄とするのが最も合理的であるかは輕率には行へない事項であるが、一面又資料との相談でもある。十八歳位から四十歳位迄とするか、或は二十歳位から四十歳位迄とするか、相當迷つた問題であるが、結局資料の年齢階級に相談し、二十歳乃至三十九歳の人口を以て婚姻適齢者的人口とすることとした。

さて昭和十年朝鮮國勢調査の報告書により、京畿道の總人口と二十歳乃至三十九歳の人口との比率を算出すれば次表の通りである。

(第四表)

め、都市と地方即ち京城・仁川・開城の三府區と郡部を比較して兩者の多寡を相對的に決定することを試みて見ようと思ふ。

さて婚姻適齢者であるが、之を何歳より何歳迄とするのが最も合理的であるかは輕率には行へない事項であるが、一面又資料との相

の通りである。

(第五表)

地方に於ける總人口と二十歳乃至三十九歳の人口との比率

地 方	總 人 口	(二十歳乃至三十九歳の人口)	比 率
一、へ六九、五九	五三六、〇三	〇、二六四	

第五表に依れば、京畿道の地方に於ける二十歳乃至三十九歳の人口は、總人口の二割八分一厘餘であつて、都市及び地方を通じたる所謂都鄙の平均比率二割九分二厘餘に對比し約九厘の低率を示してゐる。

次に京畿道の都市即ち京城府、仁川府、開城府の三府區に於ける總人口と、二十歳乃至三十九歳の人口との比率を算出すれば左表の通りである。

(第六表)

都 市	總 人 口	(二十歳乃至三十九歳の人口)	比 率
京 城 府	四四、九八	二四、六三	
仁 川 府	八三、九七	二七、三〇	
		〇、三七七	

開 城 府	五、三〇	一九三、〇六	〇、三五五
平 均	五二、六三	一九二、〇六	〇、三五五

右に依れば、都市の總人口に對する二十歳乃至三十九歳の人口の比率は三割二分九厘餘であつて、都市及び地方を通じたる所謂都鄙の平均比率二割九分二厘を凌駕すること約三分七厘、又地方に於ける比率二割八分一厘餘に勝る事實に四分八厘に及ぶ高率である。茲に於て、京畿道の都市には、地方に比較して、總人口に對する二十歳乃至三十九歳の人口が多數を占めてゐる事實を察知することが出来る。即ち婚姻期にある人間が、地方に於てよりも都市に於て多數を占めてゐると言ふ統計的事實を獲たのである。

只こゝに第六表を京城府、仁川府、開城府各々別箇に觀察するとき、京城府、仁川府の高率に反し、開城府に於ける二割七分三厘餘の比率があまりに低く、地方に於ける二割八分一厘餘の比率にさえ及ばない結果であるが、之は開城府が都市としては京城、仁川に比し非常に若く且又京城、仁川とは歴史的に見て特異の相違點があること等も考慮せらるべきではあるが、何としても資料の乏しきがかうした結果を招來する素因をなしたものではないかと思はれるのである。又からした統計的觀察には、前にも記述して置いたように國勢調査の如き現在調査の計數でなく、各年に於ける現住調査の計數

を以て、或は五年間とか、或は十年間の観察を以てしなければならないことを物語る之が證査のようにも思はれるのである。

しかしながら開城府のこの比率が示す現象を以て直ちに婚姻期にある人間が、地方に於てよりも都市に於て多數を占めてゐると言ふ統計的事實をくつがへす材料にはならないと信する。何れ朝鮮全道に於ける都市と地方を比較して兩者の多寡が京畿道のそれに相反するか或は一致するかを試みて見たいと思つてゐる。

以上は、都市に於ても、又地方に於ても、其の婚姻率を示すに各々の總人口と婚姻件數との比較を以てしたのであるが、若し婚姻期にある二十歳乃至三十九歳の人口と婚姻件數との比率による特殊婚姻率に基いて、京畿道の都市及び地方の婚姻率を觀察するならば、都市に於ける婚姻率は地方のそれに比較していよ／＼低率となるであらう。

そこで京畿道の都市に於ては、地方に於てよりも、何故に婚姻率が低いかを適當に説明する爲には、更に原因を他に探索する必要があるものであるが、この問題に對しては種々なる思考が向けられる。中々むづかしい問題である。又整備せる資料が大變必要であり、資料を離れては簡単に行かぬ問題である。

都市に於ては戸籍上に現はれない婚姻即ち内縁關係とか、私通とか

言ふものが、地方に於てよりも盛に行はれてゐるのではないかと言ふことである。而して若しこれが事實であるとするならば、それは都市の婚姻率を低下せしめてゐる大なる原因と見ることが出来ると思ふ。

しかしながら、戸籍上に現はれない婚姻數を適確に統計調査する等のことは到底なし得ない事であるが、私生出産とは離るべからざる關係にあることは推察に難くないので、都市及び地方に於ける私生出産數の統計的調査をすれば、それによつて間接的ではあるが都市及び地方に於ける戸籍上に現はれない大凡の婚姻歩合を測定し得られるものと思はれる。

そこで都市及び地方に於ける出生百に對する私生出産の率を統計的に觀察して見ようと思ふのであるが、之に要する資料の整理集計が未だ發表されてゐないので次回に割愛することを許容して欲しい。

告  
會  
會費未納の方は至急本  
會地方委員（各道府郡  
島統計主任）迄御便宜  
な方法でお納め下さい

話の塵

大義生

贈答品

の砂糖一斤にも比すべきもの、それを贈賄とか何とか騒ぎ立てるの  
は片腹痛い」と豪語したとか。

京城や道廳所在地などでは、年末贈答品の交換は、少くとも官界では殆ど行はれてゐないやうだが、その筋の調査を仄聞するに、百貨店の商品券には百圓などザラに出るし、中には普通人の想像も及ばぬ三百圓券、五百圓券なども相當賣れるといふから驚く。

代議士が、南鮮の某道知事夫人に、手みやげ代りと稱して、金一千圓也の小切手を贈つた。ところが、あいにくその知事さんの實家は、内地で多額納稅組の資産家と來てゐたし、官吏を馬鹿にするのも程があると、ポンと突き返して了つた。之が表向きの問題となり、その代議士は贈賄被疑者として検事局に召喚され、散々油をしぼられた揚句、老齢の故もあつて、將來を戒められ、起訴は免かれたものの、大いに男を下げたことがある。

老人曰く「俺は數百萬圓の資産家だ。千圓の小切手位は、普通人

の砂糖一斤にも比すべきもの、それを贈賄とか何とか騒ぎ立てるのは片腹痛い」と豪語したとか。

京城や道廳所在地などでは、年

末贈答品の交換は、少くとも官界

では殆ど行はれてゐないやうだ

が、その筋の調査を仄聞するに、

百貨店の商品券には百圓などザラ

に出るし、中には普通人の想像も

及ばぬ三百圓券、五百圓券なども

相當賣れるといふから驚く。

之等の高額な商品券の使途は恐

らく單純な意味のものではないや

うに思はれるが、之も貧乏人のひ

が目か。

地方の郡廳所在地などでは、年

末に砂糖一斤、鶏一羽、鶏卵二十

個といつた程度のものを、面長さ

を受けた側では、正月の面長會議

を開きとし、朝鮮料理などで、お粗

お正月氣分にひたることがある。

近年贈答品廢止が、生活改善の

意味から呼ばれてゐる爲、かうし

た罪のない農村の正月行事も、大抵遠慮されてゐるやうで、非常時の今日、誠に結構なことだが、さりとて何の娛樂もない農村で、年に一度此の程度の行事は、大目に見られたいものだ。

◇

物事をあまりかた苦しく解する

と、世の中に潤ひといふものがな

くなる。ボーナスなども、見やう

に依つては、年末の贈り物に違い

ない。昔は特別の者に限つて、月

給の四、五割程度が與へられるに

過ぎなかつたのに、今ではボーナ

スも一定の収入と見られてゐるの

で、萬一之が全廃された場合の年

末風景を考へて見ると、一般サラ

リーマンの大恐慌はもとより、い

かに大官でも重役でも、一寸マゴ

などが贈つて來るのに対し、之

が目か。

慰問袋はつまり氣持ちの問題

◇

南京も落ちて漢口攻略戦の準備

時代のこと、或青年將校の受取つ

た慰問袋には、心をこめた數々の

品と共に、水菴の跡も美はしい慰

介にされることもあらう。例へば

こゝに、皇軍慰問金一萬圓集つた

とする、それで五千箇の慰問袋を

作るとして、五千箇のどねもこれ

もに、同様の品がつめ込まれたと

すると、五千人の大部隊の誰も彼

も、同じ品物が渡されるわけだ。

慰問袋の配給を受ける時の兵隊

さんは、子供が福引きでも引くや

うに、何があたるか楽しみにしてゐ

るに違ひない。それが誰も彼も同

じ品物だつたとすると全く厭にな

つて了ふだらう。

ところが、ソツとあけて見て思

ひがけなくも、手編みのクツ下な

どが、やさしい女文字の手紙を忍

ばせて出て来た時など、感激性に

富む若い兵隊さんの中には「もう

俺はいつ死んでもよい」などと突

然叫んで、戰友を驚かせる位のこと

は、ありそな戦場風景だと思ふ。

間の手紙が入れてあつた。早速御禮狀を出したところ、折返し返辭が來た。それ以來、心と心の通信が往復すること十餘回に及んだ。

純真なまだ獨身の青年將校の胸中には、まだ見ぬ處女の面影が、強く印象づけられたのも無理はない。

さて愈々近く前線に出動ときまつた日

「生還を期しない自分に對し、今

日迄の御芳情は感謝に堪えぬ。ついで、型の如く乾盃がすんだ後には

いては今生の思ひ出に、あなたの御寫眞を頂きたい、併したとへ凱旋するがあつても、今後は何

もなかつた全くの未知の間柄に復しますから御懸念ないやうに」

尙數本が残されてあつた。その時座に侍つてゐた女中さん、一本十

何圓もするシャンパンを、サイダーのやうに搭氣もなく、パンパン

抜いて了つたものだ。並ゐる人々と真心こめて書き送つた。暫らくすると彼女の寫眞が届けられた。

感激にふるへる手で、封を切り、さ

て取り出した寫眞を見ると、アア、何と花恥かしい美人と思ひの外六十歳位の老婆であつたとは

こんな餘りにも罪が深いが、兵隊さんの一番喜ぶのは、無邪氣な小學生の手紙だといふから、綴方教室は斷然慰問状にして貰ひた。

## シャンパン

故齋藤總督が、初めて朝鮮へ就任して間もない頃だから、餘程古い話になるが、南鮮巡視の或日、

全州の銀杏屋旅館に一泊せられたことがある。同夜旅館で地方官民の有志招待の席上、京城から御持

参のシャンパンを抜いて、主客の健康を祝福する豪華な場面があつた。ひとわたりコップが満たされ

て、型の如く乾盃がすんだ後には

尚數本が残されてあつた。その時

座に侍つてゐた女中さん、一本十

何圓もするシャンパンを、サイダ

ーのやうに搭氣もなく、パンパン

抜いて了つたものだ。並ゐる人々

冷汗三斗の思ひをしたとは、今で

も同地の一つ嘶になつてゐる。と云つて銀杏屋を田舎の宿屋と誤解しては困る。設備も京城の一派旅館と何等遜色ないし、主人は昔大

阪朝日の新聞班長で鳴らした人、妻君も旅館の内儀にはちと珍らしく程出來た人で、女中の行儀作法など仲々やかましい。

◆  
何分にもシャンパンと云ふ奴に

は、東京の紳士連も恐れを爲すといふから、女中さんとしては無理もない。

今年は非常時でそうでもなからうが、毎年クリスマス前後になると、銀座のカブエー街はボーナス景氣で千客萬来だ。中にも一流の

カブエーとなると、此の書き入れ時とばかり、女給は競争的にシャンパンを抜かせたがる。

いゝ氣持にシャンパンやつて、さて勘定書を見ると百圓近いので青くなるなど、必ずしもお上りさ

んのみの藝當ではないとのこと。

◆  
つい先達の話、京城鍾路の樂闇會館へ、田舎の百姓らしい男がやつて來て、何でもよいから上等の酒を持つて來いと命じたものだ。

女子にはやはり篤志看護婦が、敵も味方も博愛のやさしい心根で、傷者をいたわるといつたやうに、女性らしさを發揮して貴つ方

が嬉しい。

多數の女學生が、白刃を振つて體操をやる、劍舞でもあるまいしと、一寸行きすぎたやうな感じの

するの筆者ばかりであるまい。

女子にはやはり篤志看護婦が、敵も味方も博愛のやさしい心根で、傷者をいたわるといつたやうに、女性らしさを發揮して貴つ方

が嬉しい。

國民政府の女兵士じやあるまいし、女子の武道はつまりは護身を限度としたものでよいのではなから

どうしても合戦がいかず、どう

く警察の厄介になつたといふ。

## 白刃體操

非常時の波に乘つて、保健と精

神鍛練の見地から、木劍體操が全國の學校に實施されてゐるが、海

州の高等女學校では、木劍ではも

の足らぬと、此の程全國に魁がけ

て、生徒に日本刀で體操をやらせてゐると、新聞は寫眞入りで大き

く報じてゐる。

女子にはやはり篤志看護婦が、敵も味方も博愛のやさしい心根で、傷者をいたわるといつたやうに、女性らしさを發揮して貴つ方

が嬉しい。

國民政府の女兵士じやあるまいし、女子の武道はつまりは護身を

限度としたものでよいのではなから

うか。こんな校長さんが、若し申学校に轉じたら、劍道を素面素手でやらせる位はまだしも、まさか真剣勝負をやらせも、しまいが

と、コワイ見たいなものだ。

(一三・一一・二二二)

# 人口動態調査事務に就いて

## 國勢調査課動態係

朝鮮人口動態調査規則が施行され、朝鮮の人口動態調査が中央集  
査に改正されてから、最早一年に亘るとする。私共専ら此の事務に  
没頭してゐるものとして、轉た月日の早きに今更驚いてゐる様な  
次第であるが、此の間何等の支障なく順調に豫定通り事務の進捗を  
見てゐることは、偏へに道府郡邑面關係者御一同の御努力に負ふ處  
大なるを思ひ、當務者として誠に感謝に堪へない次第である。

斯様に、本事務は圓滑に行つてゐるのであるが、尙個々の調査票  
の内容に立ち至つて見れば不備の點も亦少くない。即ち本調査實施  
以來六月迄の本年上半期に於ける調査票中其の内容に不備又は疑義  
ありて照會を爲したる調査票の枚數及提出済の疑に依り照會を爲し  
たる件數は、左表に示す如く相當多數に上つてゐる。

種類	照會件數
婚姻票	一、一四二
出生票	二、一三一
死亡票	二、四〇一

死	産	票
總	五、九二九	一四七
種類番號の連續を缺くもの		

もとより、右の數字は全鮮の總數であるから、之を一府邑面當りに  
見れば極めて多々たるものであり、事務繁忙なる府邑面であつてみ  
れば此の位の不備は止むを得ないとも考へられるのであるが、山上  
の木の葉から滴る一零もやがて流れへて小川となり、大河となる  
といふ具合に、府邑面では一件二件といふ僅かな誤謬も、本府に集  
つて見れば數千件に達する様になり、之が處理の爲に相當の手數を  
要するのであるから、出來得るなれば不備の皆無を期し、徒らなる  
手數を省きたいものと考へる。依つて之は所謂聴を得て蜀を望むの  
類とは知り乍らも、一體に不備は如何なる點にあるかを申し述べ  
て、關係諸兄の御参考に致し以て事務の完璧を計る一助ともしたい  
と思ふのである。

然らば誤謬は如何なる點に多いか。其の傾向は各月とも大體同様  
であるから例を五月分の状況にとつて述べる事にする。

其の第一は調査票の提出洩である。提出洩は調査票の種類番號に欠番號があることによつて發見せられる。即ち調査票の種類番號は一月より十二月迄一年間連續一貫すべきもので、欠番號のないことが原則であるから若し其れが連續を欠いてゐる場合は當然に調査票の提出洩のあることを示してゐるのである。調査票に種類番號を記入することになつてゐるのも實に之によりて提出洩のなきを期するが爲である。

處で實際の狀況を見ると此の欠號が相當にあるのであつて五月分に就て見ても三〇件を示してゐる。殊に其れは月の變り目に多く即ち前月分の最後番號と本月分の最初番號との連續を欠いてゐるものが多い。前記三〇件の中二七件は四月分の最後と五月分の最初との間に欠號を生じてゐるのである。故に調査票を作成したならば必ず其の番號は連續してゐるや否やを検査し、殊に本月分の調査票を提出するに當つては必ず前月分の最後番號との間に欠號はないかを検査し、提出洩のない様にすることが大切である。

尙右の如く番號の連續を欠いてゐる場合は調査票の提出洩のあることを示してゐるのであるが、唯例外的に戸籍受附の際に於ける錯誤其の他の理由により欠號を生ずる場合もあり得ないわけではないので、斯様な場合は欠號があつても提出洩はない譯であるから、此の場合は必ず調査規則第十條第二項後段の規定に従つて備考欄の記入をなし當該欠號は提出洩によるものではないことを表示して置くべきである。

其の他調査票の提出に關する欠點として送致目録記載の枚數番號

は必ず調査票の枚數番號と一致すべきものであるのに之が一致しなかつたり（一件）送致目録に枚數の記載があるので調査票が全くなかつたり（一件）番號が前月分は第一〇〇號で終つてゐるのに、本月分は又九五號から始つて、第九五號より第一〇〇號迄番號が逆行重複したりするもの（一件）もある。吳々も注意して斯様なことのないやうにすべきである。

次に提出せられた調査票にはどんな不備が多いかと云うに、之は大體次の三つに分けることが出来る。

其の第一は圈點を附すべき箇所に圈點を附してゐない圈點洩と記入すべき箇所に記入してゐない記入洩である。圈點は附してあるが果して此の圈點に間違はないか、記入はしてあるが果して此の記入に間違はないかといふ様な正否の問題ではなく、頭から之を洩らしてゐるものである。

第二は圈點を附すべき處に圈點を附してあるが、其の圈點が正當でないと認められる圈點誤と、記入すべき處に記入してはあるが其の記入が正當でないと認められる記入誤りとである。

第三に圈點誤、記入誤とはつきり斷定することは出來ないが其の疑惑の濃厚なるものとある。

今右に述べたる不備事項を五月分の實狀により、調査票の種類毎に示し、圈點洩、記入洩若くは圈點誤、記入誤は如何なる點に多いか、又如何なるものに對して誤記の疑を生ずるかを明らかにしたいと思ふ。

# 一、婚姻票

(1) 調査票の欄

(2) 不備照會事項

件 数

圈點洩

八職業欄

記入洩

二二

(1) 圈點洩  
るもの(註一〇)

一九

(2) 配偶の關係欄

(1) 圈點洩  
本籍人なるに「不詳」に圈點あ  
るもの(註一〇)

六

(1) 種別欄  
(2) 本籍地欄

記入洩

註一

記入洩

二二

(1) 作成廳事務所名と本籍地名と  
一致しないもの(註一)

記入誤(註二)

調査票は本籍地に於て作成せられるものであるから、夫妻  
雙方が同一府邑面内に本籍ある場合は其の雙方の本籍地名  
が作成廳事務所名と一致すべきであり、夫妻の本籍府邑面  
が異なるときは其の何れか一方の本籍地が必ず作成廳事務所  
名と一致すべきものである。即ち夫妻雙方若くは其の一方  
の本籍地は必ず作成廳事務所名と一致すべきであつて、(婚  
姻票検査要領四ノ(2)参照) 之が一致しない場合は必ず誤記  
があると認められるのである。而して何故に一致しないか  
といふ誤記の原因は大體二通りあると認められるものであ  
つて、其の一は本籍地と所在地とを取違へて記入したと認  
められるものである。この様な場合には作成廳事務所名が  
本籍地とは一致しないが、所在地と一致してゐる。其の二  
は本籍地は婚姻前の本籍地を記入すべきであるのに婚姻後  
の本籍地を記入したと認められるものである。

(1) 受理の年月日欄  
(2) 婚姻當時の所在地欄

記入洩

二一六

一一

二一六

一一

一九

(1) 出生の年月日欄

記入洩

一一

一一

一一

一一

一一

(1) 夫妻の出生年月日が全く同年  
同月同日のもの(註五)

一一

一一

一一

一一

(1) 夫妻の年齢に著しき懸隔ある  
もの(註六)

一一

一一

一一

一一

(1) 年齢が法定年齢に達せざるもの  
(註七)

一一

一一

一一

一一

(1) 年齢百歳以上のもの(註八)

一一

一一

一一

一一

(1) 制度上なき年を記入せるもの  
(註九)

一一

一一

一一

一一

六

一

三

五

六

八

一

一

註二

例へば咸鏡南道馬山府といふ如きである。咸鏡南道に馬山  
府はないのであるから、これは咸鏡南道元山府か、慶尙南  
道馬山府かの誤りである。

合、何等かの理由で書類の到達が遅れる様なことはときにはあり得ない事ではない。故に斯様なものが總て誤記であると斷定することは出来ないが、調査票は届書を受理して直ちに作成するものであるから、附箋等による特別の表示なき限り、誤記の疑もあるのである。照會の結果は誤記として訂正されたもの一五件（之は凡て前年以前の分であつた）、誤記に非さるもの一一件（之は昭和十三年及戸籍令施行以前のものであつた）であつた。

**註四** 調査票は届書を受理して後に作成するものであるから、受理の年月日が作成の月より後になることは絶対にあり得ない。故に斯様なものは明かに誤記と認められる。

**註五** 世には偶然の一一致といふことも有的ので、夫妻の出生の年月日が全く同年同月同日であるといつても、常に必ずしも誤記であると断定することは出来ない。然し斯様なことはあるとしても極めて稀であらうから誤記の疑は十分にある。照會の結果は誤記なりとして訂正されたもの五件、誤記に非さるもの一件であつた。

**註六** 夫が妻より四十歳以上、妻が夫より二十歳以上高齢のものである。斯様に年齢に差異ある婚姻もあり得ないわけではないから、誤記であると断定することは出来ないが、其の疑があるので照會の結果は誤記なりとして訂正されたもの二件、誤記に非さるもの三件であつた。

**註七** 本調査は戸籍上の婚姻のみの調査である。故に法定婚姻年

齡即ち夫は満十七歳、妻は満十五歳に達せざるものは無い筈である。併し戸籍受附の際に於ける年齢の計算等に錯誤があつて満十七歳、満十五歳未満の者に付ても受附ける場合もあり得るので、夫は數へ年十七歳、妻は數へ年十五歳未満の者についてのみ、誤記の疑を以て照會の結果は誤記として訂正せられたもの二件、誤記にあらざるもの一件であつた。

**註八** 年齢百歳以上のものは極めて稀である。まして百歳以上で婚姻するものは恐らく有得ないと思はれるから誤記の疑がある。照會の結果は誤記として訂正せられた。

**註九** 例へば明治四十八年、開國五百十五年といふ様なものである。明治年號は四十五年迄、開國年號は五百六年迄である。照會の結果は誤記なりとして訂正されたもの五件、誤記に非さるもの一件であつた。

**註一〇** 自己の府邑面内に本籍ある者に付いては戸籍簿があるので特殊な事情のない限り其の配偶關係は明瞭なる筈である。然るに漫然と「不詳」に圈點しあるは圈點誤の疑あるに依り照會の結果は誤りとして訂正されたもの一八件、轉籍するものの五件であつた。

者及就籍者なりといふ理由で不詳なりとせられたもの四件  
であった。

## 二、離婚票

調査票の欄	不備照會事項	件數
(一)種別欄	不備照會事項	件數
(二)本籍地欄	不備照會事項	件數
(三)作成廳事務所名と本籍地名と	不備照會事項	件數
(四)協議離婚欄	不備照會事項	件數
(五)裁判離婚欄	不備照會事項	件數
(六)婚姻の年月日欄	不備照會事項	件數
(七)記入済	不備照會事項	件數
(八)協議離婚欄及本欄の双方に記入しあるもの(註四)	不備照會事項	件數
(九)記入済	不備照會事項	件數
(十)婚姻の年月日と離婚の年月日と同年同月同日なるもの(註五)	不備照會事項	件數
(十一)夫妻の出生の年月日同年同月同日なるもの(註六)	不備照會事項	件數
(十二)制度上なき年號を記入せるもの(註七)	不備照會事項	件數

註一 調査票は本籍地に於て作成せられるものであるから、夫妻雙方が同一府邑面内に本籍ある場合は其の双方の本籍地が

註三

例へば原因民法第八百十三條第二五九號といふ様なもので

た。(註三) 例へば原因民法第八百十三條第二五九號といふ様なものであつた。

本籍地は必ず作成廳事務所名と一致すべきであつて、(離婚票検査要領四)(註四)之が一致しない場合は必ず誤記あると認められるのである。而して何故に一致しないかといふ誤記の原因は大體二通りあると認められるのであって、其の一は本籍地と所在地とを取違へて記入したと認められるものである。この様な場合には作成廳事務所名が本籍地とは一致しないが所在地と一致してゐる。其の二は本籍地は離婚後の本籍地を記入すべきであるのに離婚前の本籍地を記入したと認められるものである。

註二 受理の年月日が作成の年月より著しく前であることも、例へば他府邑面で先づ届書を受理して之を本籍地に送付する場合、何等かの理由で書類の到達が遅れる様なことはときにはあり得ない事ではない。故に斯様なものが總て誤記であると斷定することは出来ないが、併し調査票は届書を受理して直ちに作成するものであるから、附箋等による特別の表示なき限り、誤記の疑もあるのである。照會の結果は誤記として訂正せられたもの一件(前年以前の分であつた)、誤記に非るもの五件(之は昭和十三年及戸籍令施行以前のものであつた)であつた。

ある。民法第八百三十三條は第十號迄で、第二五九號等はないのである。故に斯様なものは凡て誤記ることは明らかであつて、恐らくは當該文書の文書番號でも誤つて記入したものではないかと思はれる。

註四

之は裁判離婚の届出があつた場合に、其の書類の受付年月日を協議離婚欄に記入することに依つて生ずるものと思はれる。

註五

婚姻の年月日と離婚の年月日と同年同月同日といふこともあり得ないことではない。例へば内縁關係で生れた子供に嫡出子の身分を取得せしむる爲にもありそな事である。併しあつたとして極く稀であらうから、斯様なものは先づ誤記であると疑つて差支ないと思れる。照會の結果は果して誤記であつた。

註六

離婚当事者夫婦の出生の年月日が全く同一であるといふことも偶然の一一致であり得ないことはないであらう。故に斯様に記入せられてゐても常に必ずしも誤記と断定は出来ないが、其の疑もあるので照會の結果は戸籍簿と相違なしといふ回答であつた。

註七

婚姻票註九参照。但し照會の結果は誤記ではなかつた。

### 三、出生票

調査票の欄

欄外

(1)複産と認められるのに欄外種

件數

(註八)

類番號の下の( )内に其の旨の表示なきもの(註一)

八二

(2) (非本籍)と記入しあるもの

(註二)

(1)姓名及男女の別欄

(2)出生の場所欄

(3)出生の年月日欄

(4)出生の年月日が作成の月より後のもの(註三)

(5)記入済

(6)圈點済

(7)記入済

(8)父母の姓名を記入せるもの

(9)記入済

(10)註四

(11)母の年齢が六十歳以上のもの

(12)父母の出生の年月日が同年同月同日のもの(註五)

(13)父母の年齢に著しき差異めるもの(註六)

(14)嫡出子の父母の年齢が法定婚姻年齢に達せざるもの(註七)

(15)父の年齢が百歳以上のもの

三

七

二二

二一

二〇

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

(1) 雙児なるに其の父母の出生の年月日

年月日が異なるもの(註九)

二

(2) 制度上なき年月日を記入せるもの(註一〇)

四六

註一 複産の場合は欄外「種類番號第 號」と印刷しある下の( )内に其の旨記入すべきものである。然るに「( )姓名及男女の別」欄を除く(乃至の)各欄が全く同様で複産と認められるのに其の表示なきものである。偶然の一致といふこともあるので複産なりと断定することは出来ないが、記入済の疑もあるので照會の結果は雙児なりと回答ありたるもの七二件、雙児にあらずとして各欄の記入を訂正したものの一〇件であつた。

註二 調査票は本籍人に付てのみ作成すべきもので、非本籍人に付ては原則として作成を要しない。唯之が例外として其の非本籍人が無籍又は本籍不明のものなる場合に限り調査票を作成するのであるが、此の場合は(無籍)又は(本籍不明)と記入すべきであつて(非本籍)と記入する場合はない。故に(非本籍)と記入せられてゐるものに對しては、無籍又は本籍不明のものとして有效なる調査票とすべきか、或は他に本籍あるものとして廢棄すべきか疑があるのに照會の結果は何れも他に本籍あるものに付誤つて作成したのであるから廢棄せられたいといふ回答であつた。

註三 出生といふ事實があつて出生届がなされ、出生届がなされ

て出生票が作成せられるものであるから、出生の年月日が作成の年月より後のものはない筈である。故に斯様なものには明らかに誤記と認められるのであるが、此の如き誤記の多くは所謂失期届によつて調査票を作成する場合に多く生ずる様である。例へば昭和十年十二月と記入すべき處を昭和十三年十二月と記入したり、大正十四年何月何日と記入すべき處を昭和十四年何月何日と記入したとする如きである。

註四

六十歳以上の女が子供を産むことは先づあり得ないといつてよいであらう。併し本調査は戸籍の年齢によつてゐるのであるから、或は戸籍簿の誤りから斯様な年齢もあり得ないことはないので、凡て調査票作成の際に於ける誤記であると断定することは出来ない。併し又其の疑もあるので、照會した結果は誤記として訂正されたもの一五件、戸籍簿に對照して相違なしとせるもの七件、戸籍簿とは相違ないが實際は何年何月何日生れであるとして實際の年齢を回答ありたるもの六件であつた。

註五

父母の生年月日が全く同一であるといふことも所謂偶然の一致であり得ないことではない。併しあつたとしても極く稀であらうから、誤記の疑も十分にあるのである。照會の結果は誤記として訂正されたもの一九件、誤記に非ずとせられたもの二七件であつた。

註六

父か母より四十歳以上、母が父より二十歳以上高齢のもの

である。斯様な事柄も必ずしもあり得ないことはない。

又戸籍簿の誤りから生ずることもあるので、これが凡て調査票作成の際に於ける誤記であると断定することは出来ないが、其の疑もあるので照會の結果は誤記として訂正せられたるもの一六件、誤記に非ずとするもの四件、戸籍簿とは相違なきも實際の年齢は何歳であると回答ありたるもの二件であつた。

「嫡出子」の父母の年齢は必ず法定婚姻年齢以上でなければならぬ筈である。故に之に達しないものは凡て誤記と認められるのである。

註八 百歳以上の高齢のものは極めて稀である。まして百歳以上で子供を生むといふこともあり得ないと思はれるので、斯様なものに對しては誤記の疑がある。照會の結果は何れも誤記として訂正せられた。

註九 雙児なる以上、其の父母の年齢は當然に同一であらねばならぬ。之が異なるときは明らかに誤記と認められるのである。

註一〇 婚姻要註九參照。但し照會の結果は誤記なりとして訂正されたもの一二件、誤記にあらずとするもの二〇件、戸籍簿とは相違なきも實際は何年であると其の年月日を回答ありたるもの一四件であつた。

## 四 死亡票

調査票の欄  
欄外

不備照會事項  
欄外種類番號下の( )内に非本籍と記入せるもの(註一)

件數

(イ)姓名及男女の別欄  
(ア)死亡の場所

欄點洩  
記入洩

(イ)死亡の年月日欄  
(ア)出生の年月日欄

記入洩

死亡の年月日が出生の年月日より前なるもの(註二)

死亡の年月日が調査票作成の年月より後なるもの(註三)

記入洩

(イ)出生の年月日欄  
(ア)死亡の年月日欄

死亡の年月日が出生の年月日より前なるもの(註二)

死亡の年月日が調査票作成の年月より後なるもの(註四)

(註五) 制度上なき年號を記入せるもの

(註六) 年齢百歳以上のも

年齢五歳なるに有配偶に欄點あるもの(註六)

(甲)の記入洩

(七)職業欄

一一一 一四九 一九八 一五五 一三二 一九一 二一

## (乙)の記入洩

六七

## (甲)、(乙)共に記入洩

八

(甲)に斜線を書くせるもの(註七)一三  
弱年なるに戸主の取扱をなせるもの(註八)

二四

## の死亡の原因欄

## 病名の記入洩

二二

病名「ナシ」と記入せるもの(註九)一〇  
病名の記入不充分のもの(註一〇)一二

二三

## 主治醫の記入洩

五一

主治醫の醫師、限地醫業者、醫  
生の區別を記入すべき者を誤つて其の姓名を記入せるもの

六

## 註一 出生票註二参考。

## 註二

即ち出生する前に死亡する様に記入されてゐるもので、明  
らかに誤記であるが、其の多くは死亡の年月日と出生の年  
月日を取違へて記入することにより生じたものである。

## 註三

死亡といふ事實があつて死亡届がなされ、死亡届がなされ  
て死亡票を作成するのであるから、死亡の年月日が調査票  
作成の年月日より後なるものはない筈である。故に斯様な  
ものは凡て誤記であると認められる。但し照會の結果は、  
誤記として訂正せられたもの八件、誤記に非ざるもの六月  
分として提出すべきものを五月分として提出したといふも  
の四件であつた。

## 註四

死亡の年月日が作成の年月日より後のものが、誤記である  
以上其れより前であるべき出生に年月日が作成の年月より  
後なるものも、誤記であるべきは云ふ迄もない。

## 註五

婚姻票註九参照、但し照會の結果は誤記として訂正せられ  
たもの三件、戸籍簿の誤謬であつて、調査票作成の際の誤  
ではないとされたもの六件であつた。

## 註六

斯くの如く弱年にして有配偶(又は死別)であることは有  
り得ない。然るに之に圈點あるは出生の年月日か、又は配  
偶の關係か何れかに誤記あること明かである。

## 註七

死亡者が職業を持つてゐない場合は(甲)に「ナシ」と記入す  
べく、又戸主又は之に準ずる者が死亡した場合は(甲)に其  
の職業を記入し(乙)に斜線を引くべきであつて、(甲)に斜  
線を引く場合はない。故に(甲)に斜線を引いてあるのは明  
らかに誤記である。而して之は「ナシ」と記入すべきを、又  
は(乙)に斜線を引くべきを誤るのではないかと思はれる。

死亡者が著しく弱年なる場合普通一般には戸主又は之に準  
ずる者は認められない。然るに(乙)に斜線を引き之を  
「戸主又は之に準ずる者として調査票を作成してゐるもの  
である。天涯全くの孤児といふものもない譯ではないの  
で、斯くの如きか凡て誤記なりと斷定することは出来ない  
が、天涯の孤児であつても多くの場合扶養者があるのであ  
るから其の者の職業を記入すべきである。照會の結果は斜  
線は誤記として職業を報告ありたるもの二二件、年齢を訂

正したるもの一件、單身戸主にして扶養者はないといふもの一件であつた。

註九 病名は死亡診斷書又は検案書の添附せられてゐる死亡についてのみ記入するのであるから、「ナシ」といふ場合はないものである。

註一〇 病名の記入不充分といふのは慢性炎、慢性カタル、臓炎とかいふ様に明かに脱字ありと認められるもの、又は若い者が老衰とかいふ様に明かに誤記と認められるものである。朝鮮病名を記入してあっても誤記であると認められないものは含まないのである。

## 五、死産票

不備照會事項 件 数

調査票の欄

欄外

複産と認められるのに欄外種類

番号の下の( )内に其の旨の表示なきもの(註一)

表示なきもの(註二)

記入洩

圈點洩

分娩の年月日が作成の月より後のもの(註三)

十一箇月と記入せるもの(註三)

庶子に圈點あるに(イ)各欄の父

(イ)妊娠の月數欄

母雙方に記入するもの

註一 「(イ)男女の別」欄を除く(イ)乃至(イ)の各欄が全く同一で複産と認められるのに其の旨の表示なきものである。偶然の一例といふこともあるので複産なりと断定することは出来ないが、記入洩の疑もあるので照會の結果は雙胎兒なりといふ回答であつた。

註二 死産にいふ事實があつて死産届かなされ、死産届がなされて調査票を作成するのであるから分娩の年月日が作成の年月よりも後のことがあり得ない。爲に斯様なものは誤記と認められるのであるが、照會の結果は誤記に非ず、六月分として提出すべきを誤つて五月分として提出したといふ回答であつた。

註三 妊娠の月數が十一箇月であれば先づ死産といふことは少い

ので、誤記ではないかといふ疑がある。併し照會の結果は誤記ではなかつた。

以上に依つて不備事項は如何なる點に多いかは明らかになつたことと思ふ。之を要するに之等の多くは何も事柄が難かしくて、理解出来ないから生ずるのでなく、府邑面の事務が多忙な爲、つい注意が足らなくて生ずるものだと思はれるのであるから願はくば今一段の注意を拂はれて記入洩やら、記入洩なきを期し、且つ誤調の疑を生ずる様なもの、即ち常識で考へてもどうもおかしいと思はれるものに對しては誤記誤調に非ざる旨符箋する様勧行して戴きたいものと考へるのである。

# 府邑面統計功績者表彰

全羅南道

十一月三日、明治節の佳辰を期し管内府邑面統計功績者の表彰を行つたが、此の光榮を荷つたのは左の二氏及び一面である。

光山郡孝池面書記（統計主任）李相善  
長興郡安良面書記（統計主任）白春寅  
濟州島 淮月面

而して表彰狀及賞品（面書記には置時計と公債を購入交付し、面に對しては三十圓の柱時計を交付した）の授與式は何れも本月三日當該郡島に於て天々盛大に舉行された。今参考の爲功績者の概要を誌すと次の如くである。

光山郡孝池面書記

統計主任 李相善

資性温厚着實にして責任感強く特に進取の

文書の收發、圖書の保管、教育、土木、兵事、宗教、庶務等の事務と共に統計事務を擔任し、内に在りては首席書記として克く面長を補佐し常に獻身的努力を拂ひ、同僚間の親睦を圖り協力して事務の刷新向上を圖り、外に在りては親切丁寧を旨として、面民の指導誘掖に努力しつゝありて、面民の信望亦高し。

統計の重要性を認識し常に之が刷新改善に

努力せる結果其の成績顯著なるもの多し。今其の事績の概要を擧ぐれば左の如し。

(一) 本人は面内の事務に通曉し常に正確なる統計資料を敏速に蒐集する爲關係職員と聯絡を密にし資料の蒐集は特別の場合を除く外、實地調査を旨とし、必ず調査月日、調査先、詳細なる内容等を記入し、又公簿その他の方策に依りたる場合は、其の調査方法及び算定の基礎を明示し、統計表の根據を明確ならしめ統計の適確を期する事に努め居れり。

(二) 資料調査の結果に依りたる材料は、府邑面吏員講習所を修了す。昭和七年四月孝泉面統計主任となりたるが昭和十年四月面の廢合に依り孝池面書記に變り、尙同面統計主任となりて今日に至りたるものにして前後通算すれば六年六ヶ月間統計主任に從事せり。

(三) 尚報告期限の勵行には特に意を用ひ、報告文書済否一覽簿、黒板等を利用して督勵せる結果、統計表は勿論、一般報告文書に在りても各職員自覺して期限恪守に努めたる爲報告期を遲延せる事殆んどなく常に郡内成績一、二位を下らず。

(四) 人口動態調査は創始の業に屬し、其の調査方法相當複雑なるに鑑み、本人は常に

關係法令例規の研鑽に努め、調査の迅速正確を期する事に留意し、調査表作製後は必ず内容の検査を爲し正鵠を期しつゝありて、調査票の内容に於て不備又は再調を要するが如き等は概して見受けられず成績良好なり。

### 長興郡安良面書記

統計主任 白 春 寅

資性温厚にして誠實勤勉なり。大正十四年四月長興公立普通學校卒業、昭和三年五月より同四年五月迄行政代書業を營み、昭和四年六月安良面書記を拜命し、其の後同年五月統計主任となり爾來七年五ヶ月間統計事務に從事す。

統計事務の外戸籍及居住人口動態調査、文書の收發、圖書の保管、諸證明及衛生事務等を擔任し、一意專心諸法規の研鑽を怠らず、事務處理の敏速と正確を期し、殊に統計事務の刷新改善を圖り、面治の向上に努めつゝあり。

本人は統計主任に任せらるゝや、從來統計杜撰を極め且つ報告の遅れ勝ちなるに意を用ひ、統計資料の蒐集に付ては常に實地調査

を旨とし、關係職員と一致協力、各自擔當の區域を定め人口統計、農業統計、畜產統計その他多くの重要統計は小票を以て調査を行ひ作成して配付する等、正確なる資料の蒐集に付大に努めつゝあり。

報告期限の勵行方に關しては、先づ資料調査の時期を失せざるやう常に注意を促すは勿論、月別カレンダー、統計報告済否一覽簿を備付け整理するの外、黒板に毎月初めに於て其の月中の報告事項を掲示して擔任職員の注意を促し、以て自他共に報告期限恪守に努めつゝありて、上級廳より督促を受けたる事殆んどなく其の成績優秀なり。

氣候風土は農耕に適し、面民の大部分は農業を本業とし海岸線を有する關係上水産業を兼業とする者渺からず。

面長 金益俊、統計主務者 張東曉。

統計調査員を各區毎に設置し、其の數二十九人にして、其の活動の見るべきものあり。本面は廣大なる面積を有し、而も面職員は比較的少數（四十三人）にして諸所に丘陵起伏し、部落は其の山腹又は山麓の平坦地に點在し、交通不便なるを以て面治行政の進展を阻害すること妙からず。殊に統計資料の蒐集に當りては相當困難なるものあり。

面長以下各職員は統計の重要性に鑑み、一致協力之が資料の蒐集に特段の努力と工夫とを怠らず、各職員をして分擔區域を定め、單位調査、統計思想の普及に努め、調査委員の活

るが、大正四年五月島勢實施と共に之に屬し後昭和十年四月涯月面と改稱せられたり。

濟州島 涙月面

動と相俟つて之が刷新改善を圖る一方、主務者をして統計例規、關係文書の編纂整理に細心の注意を拂はしめりあり。斯くの如く面長以下各職員銳意統計事務の

改善を圖りたる爲報告は正確迅速にして、茲數年間報告の遲延又は内容不備等に依り照覆を受けたるが如き事例渺く、他の模範とするに足るものあり。

## 年始 銃後報國強調週間實施要項

### 趣旨

事變發生以來強調し來りたる銃後報國に關する國民運動を更に強調實施し廣東、武漢攻略後の内外の状勢に鑑み、年末年始を期して益々長期建設の體制を整へ聖戰所期の目的達成を期せんとす。

自昭和十三年十二月十五日  
至昭和十三年十二月二十一日 一週間

### 實施要項

(一) 時局の現段階に於ける經濟界の實情並に政府の採りつゝある政策に對する理解協力を充分徹底せしむると共に特に左の事項に重點を置き年末年始銃後報國強調の趣旨の徹底を圖ること

イ 生活の革新

(一) 本週間實施に關しては曩に行ひたる

國民精神總動員銃後報國強調週間並に貯

### 物資の節約

#### ハ 貯蓄の實行

(二) 「生活の革新」に關しては戰時國民生活の確立を目指とし特に年末年始の虛禮廢止に努むること

(三) 「物資の節約」に關しては國防資材の確保、生產力の擴充、輸出の振興、物價騰貴の抑制等の見地より物資の節約を要

する所以を明にし、之が實行を奨め併せて公定價格の遵守に努むること。

(四) 「貯蓄の實行」に關しては貯蓄報國の意義を更に徹底せしめ之が實績を擧揚すること。

### 實施方法

### 注意事項

(一) 本週間の中心目的は趣旨の項に於て示したるが如く長期建設の體制に應ずべき時局認識の徹底を圖るに在り。

(二) 產業經濟方面に對する不當なる壓迫乃至中小工商業者に對する著しき打擊等に依り國家總動員の強化に惡影響を與へざる様考慮する要あり。

昭和十一年十二月、濟州島に於て統計事務優良面の選獎を行ひたる處、本面は其の成績最も優秀に付順位一等として表彰を受く。

蓄報國強調週間、經濟戰強調週間に於ける通牒の趣旨及其の實績を十分考慮の上計畫すること。

(二) 官公署、學校、各種團體、會社、銀行、工場、礦山等に於ては適切なる實踐項目を設定すると共に之が實績を擧ぐる様工夫すること。

右の實踐項目に付ては別紙參考案(例)並に文書課長通牒等を參照し適當なる項目を作成のこと。

# 事變第一年に於ける

## 國民の直接税負擔狀況

朝鮮總督官房文書課

### (一) 總數

支那事變第一年たる昭和十二年度の直接税調定額の内、法人の分を除き個人の負擔に係る分のみを見ると、國稅及地方稅（學校費賦課金及學校組合費を含む）を併せて七千八百十四萬六千圓に上り、前年度調定額に比し七百五十一萬六千圓、割合にして一割六厘を増加してゐる。

### 直接税調定額（法人負擔に係る分を含まず）

	稅目別	十二年度	十一年度	增加	增加率
所 得 稅		八、四九、五七六 円	八、四四、七二六 円	四五〇〇〇 円	〇・〇五%
地 稅		一三、九一三、四六八	一三、四六八、五五七	四五三〇〇 円	〇・〇一%
營 業 稅		一、三三、六一	一、三三、九七〇	一二〇〇〇 円	〇・〇三%
資本利子税		九九九、九〇六	三八、七二八	九九〇〇〇 円	〇・〇二%
相 繢 稅		六三、九八八	究一、一七	二二三〇〇 円	〇・〇一%
鑄 稅		四五〇,〇〇三	一三、九八五	〇・三三四	〇・〇一%
外貨債特別稅		一、九六、四八一	一、六四、九七四	三七、五〇七	〇・二一〇
一、一六三		二、一六三（新稅）			

總 稅	方 地	道 稅	稅		
			國 稅 合 計	稅別特件事支	北 所得特別稅
利公債及社債	利息配當	二七、五七九	六二、四〇三	一	六二、四〇三（新稅）
特別稅	一八、七三五	一八、七三五	二二七、五七九	二二七、五七九（新稅）	
計	八四七、七二七	一	一四七、七二七	一四七、七二七（新稅）	
國 稅 合 計	二七、五七九、二三九	二四、四九九、〇九六	三〇、八五六、四五五	三〇、八五六、四五五	〇・三四
道 稅	三一、四二六、九三九	三一、五五八、九三九	三一、七五三、四六八	三一、七五三、四六八	〇・一〇八
一般經濟	四、二五八、六八九	四、二五八、六八九	四、〇四、二六〇	四、〇四、二六〇	〇・〇二〇
第一特別經濟	一、三六、六三六	一、一九一、〇一三	九五、六三	九五、六三	〇・〇二〇
第二特別經濟	一、八九、九七九	一、八九、九七九	三三、三〇九	三三、三〇九	〇・〇三〇
計	一、八九、九七九	一、八九、九七九	七三、〇九〇	七三、〇九〇	〇・一三三
邑 面 稅	六、九四、三三三	五、九三、三三三	七三、〇九〇	七三、〇九〇	〇・一三三
第一特別經濟	一六、〇九、〇六三	一四、七一、六七三	一九、三三、三六一	一九、三三、三六一	〇・〇九五
第二特別經濟	一四、七一、六七三	一四、七一、六七三	一九、三三、三六一	一九、三三、三六一	〇・〇九五
學校費賦課金	五、五七、一五五	三、八六、〇四三、一、六六、〇二二	〇・三三八	〇・三三八	〇・一〇六
學校組合費	九六、三九七	八〇、六九六	一〇九、六〇一	一〇九、六〇一	〇・二六
地 方 稅 合 計	五〇、六九、九一	四六、三七、〇九〇、四、四二、七〇一	〇・九八七	〇・九八七	〇・一〇六
計	七〇、六〇、一四八	七一、五五、七二二	〇・一〇六	〇・一〇六	

一方、人口も同年十二月末日の調査に依れば二千三百三十五萬五千人で、前年より三十萬八千人多く其の増加率は一分四厘となつてゐるが、これを前記直接税の増加率と對比すると、租税の増加は人口の増加よりも急激なるものを示し、當然國民租税負擔の増加を來してゐる。即ち右の調定額及年末人口に依つて直接税の平均負擔額を算出すると一人當三圓五十錢となり、前年度に比し三十錢の増加である。

府部と郡部（島を含む）とに分けて見ると、府部の人口は百九十七萬人で總人口中僅かに九%に當つてゐるに過ぎないが、其の負擔額は一千七百九十五萬七千圓で直接總額の二三%を占めてゐる。從つて府部、郡部の間には著しい負擔の懸隔があり、郡部の一人當二圓九十五錢に對し、府部人口は其の三倍餘の一人當九圓十二錢を負擔してゐる。

#### 府部・郡部別直接税負擔状況（昭和十二年度）

區 分	直 接 稅 額	年 末 人 口	本年度			前年度			增 加 率
			調 定 額	一 人 當 負 擔 額	國 稅	道 稅	府 邑 面 稅	國 稅	
府 部	一九九六六三 円	一九九六六三 人	一九九六六三 円	一九九六六三 人	一七、五七、二一元	一・三三(三・二)	一・二一	〇・二三	〇・一八
郡 部	六一八九、三〇二 円	六一八九、三〇二 人	六一八九、三〇二 円	六一八九、三〇二 人	一・七四〇・三	〇・九七	〇・七四	〇・一三	〇・一三
總 計	六一四四、九三〇 円	六一四四、九三〇 人	六一四四、九三〇 円	六一四四、九三〇 人	二・四〇、〇七〇(二・五)	〇・三一	〇・九九	〇・二五	〇・一五

府部の第一部特別經濟府稅（内地人負擔）及第二部特別經濟府稅（朝鮮人負擔）と郡部の學校組合費（内地人負擔）及學校費賦課金（朝鮮人負擔）とを併せて「教育費負擔」とし、直接税を國稅、道稅、府邑面稅及教育費負擔の四種に大別すれば、各稅種の一人當負擔額は左表の如くなる。

#### 稅種別直接税負擔狀況（總數）（昭和十二年度）

區 分	直 接 稅 額	年 末 人 口	本年度			前年度			增 加 率
			調 定 額	一 人 當 負 擔 額	國 稅	道 稅	府 邑 面 稅	國 稅	
總 稅	六一四四、九三〇 円	六一四四、九三〇 人	六一四四、九三〇 円	六一四四、九三〇 人	二・四〇、〇七〇(二・五)	〇・三一	〇・九九	〇・二五	〇・一五
教育費負擔	六一四四、九三〇 円	六一四四、九三〇 人	六一四四、九三〇 円	六一四四、九三〇 人	二・四〇、〇七〇(二・五)	〇・三一	〇・九九	〇・二五	〇・一五
國 稅	一九九六六三 円	一九九六六三 人	一九九六六三 円	一九九六六三 人	一七、五七、二一元	一・三三(三・二)	一・二一	〇・二三	〇・一八
道 稅	六一八九、三〇二 円	六一八九、三〇二 人	六一八九、三〇二 円	六一八九、三〇二 人	一・七四〇・三	〇・九七	〇・七四	〇・一三	〇・一三
府 部	一九九六六三 円	一九九六六三 人	一九九六六三 円	一九九六六三 人	一七、五七、二一元	一・三三(三・二)	一・二一	〇・二三	〇・一八
郡 部	六一八九、三〇二 円	六一八九、三〇二 人	六一八九、三〇二 円	六一八九、三〇二 人	一・七四〇・三	〇・九七	〇・七四	〇・一三	〇・一三

即ち平均負擔額三圓五十錢の内國稅は一圓二十三錢で三五・一%道稅は九十六錢で二七・四%，府邑面稅は九十一錢で二六・〇%，教育費負擔は四十錢で一一・五%に當つてゐる。之を前年度に比較すれば國稅は十二錢、道稅は二錢、府邑面稅は七錢、教育費負擔は九錢を何れも増加してゐるが、特に國稅と教育費負擔の増加は顯著である。

#### (二) 稅種別

府部の一般經濟府稅と郡部の邑面稅と併せて「府邑面稅」とし、

國稅の増加は北支事件特別稅及外貨債特別稅の新設、資本利子稅の稅令改正に依る激増を始め各稅の軒並增收に因るものであるが、

中でも北支事件特別税の調定額に於ける八十四萬八千圓の新規課一人當にして四錢の負擔増加は最も主なるものである。教育費負擔の激増は殆ど本年度より實行期に入つた第二次朝鮮人初等教育普及擴充計畫の遂行に伴ふ朝鮮人側の負擔増加、即ち府部の第二部特別經濟府稅と郡部の學校費賦課金の激増に因るもので其の調定額に於ける增加は併せて百九十萬三千圓、一人當負擔額に於て八錢餘の增加となつてゐる。之を要するに本年度に於ける直接稅負擔額の增加は、支那事變も其の有力な原因となつてゐるが、最大の原因は第二次擴充計畫の遂行に伴ふ教育費負擔の增加である。(直接稅調定額目別内譯表参照)。

次に府部と郡部とに分けて各稅種の一人當負擔額を見ると、國稅と教育費負擔との負擔總額中に於て占むる割合は府部に於て比較的高く、府邑面稅と教育費負擔との割合は郡部に於て比較的高い。

#### 稅種別直接稅負擔狀況(府部、郡部別)(昭和十二年度)

區 分  
直 接 稅  
調 定 稅  
本 年 度  
一 人 當 負 擔 額

國	稅 べ、三四〇・〇五 四・二四(四・五)	四 三・三〇 〇・七四 〇・三一
府 道	稅 二、九六・三三 一・五二(一・六六) 一・五二 △・〇一	四 二・二〇 〇・二三 〇・二六
府	稅 四、二七、九八 二・二(三・二) 一・九八	四 〇・二三 〇・二六
部	教育費負擔 二、四七、六五 一・五二(一・六六) 一・五二 △・〇一	四 〇・二三 〇・二六
總 計	一七、九五、六三 九・二二(一〇〇・〇)	四 一・四 〇・二四 〇・二六

内地人、朝鮮人、外國人別の直接稅負擔狀況を見ると次の如くである。

#### 內鮮外人別直接稅負擔狀況(總數)(昭和十二年度)

區 分  
直 接 稅  
調 定 稅  
年 末 人 口  
本 年 度 前 年 度  
增 加 增 加 率

內地人	一、三四・〇七 三九、三三 三五・六 三五・四六 三七〇	四 三九、三三 三五・六 三五・四六 三七〇	四 三九、三三 三五・六 三五・四六 三七〇	四 三九、三三 三五・六 三五・四六 三七〇	四 三九、三三 三五・六 三五・四六 三七〇
朝鮮人	九五、三五八 四七四 三、六一・八五 二・五七	四 九五、三五八 四七四 三、六一・八五 二・五七	四 九五、三五八 四七四 三、六一・八五 二・五七	四 九五、三五八 四七四 三、六一・八五 二・五七	四 九五、三五八 四七四 三、六一・八五 二・五七
外國人	五三、五五九 四三、一二八 二二、三七九 七・五七	四 五三、五五九 四三、一二八 二二、三七九 七・五七	四 五三、五五九 四三、一二八 二二、三七九 七・五七	四 五三、五五九 四三、一二八 二二、三七九 七・五七	四 五三、五五九 四三、一二八 二二、三七九 七・五七
總 計	七、一四五、九三〇 三、三五三、四八五 三・三〇 〇・三〇	四 七、一四五、九三〇 三、三五三、四八五 三・三〇 〇・三〇	四 七、一四五、九三〇 三、三五三、四八五 三・三〇 〇・三〇	四 七、一四五、九三〇 三、三五三、四八五 三・三〇 〇・三〇	四 七、一四五、九三〇 三、三五三、四八五 三・三〇 〇・三〇

國	稅 一九、一・六六、〇六四 〇・九四(三・九) 〇・八九 〇・〇五 〇・〇五六
道	稅 一八、四四、七五九 〇・九〇(三・九) 〇・八九 〇・〇一 〇・〇一
郡	邑 面 稅 一六、一〇五、〇六三 〇・七九(二・六八) 〇・七三 〇・〇六 〇・〇六二
總	計 六〇、一八九、一〇〇 二・九八(100・0) 二・七四 〇・三二 〇・〇七
備考	△は減少を示す。

### (三) 内鮮外人別

右の内、内地人は一人當二十九圓十六錢、朝鮮人は一人當二圓七十三錢で、内地人の負擔は朝鮮人の十倍餘となつてゐる。之を前年度に比較すれば内地人は三圓七十錢、朝鮮人は十七錢の増加であ

尙外國人は内地人と朝鮮人との中間に在つて一人當十二圓三十七錢の高額を示し、前年度に比し四圓八十錢、割合にして六割餘の激増となつてゐるが、これは外國人の調定稅額は三萬九千圓の順調な增加を示してゐるに拘らず、年末人口に於いて三萬二千人の激減となつてゐる結果である。而してかくの如き外國人の減少は七月以降支那事變の發展に伴ひ支那人が續々として本國に引上げたのに因るものであつて、當然各稅の調定當時實際在住したるべき外國人の數と、本統計の算出人口即ち年末調査に現はれた外國人の數との間には激しい差減を生じてゐる。従つて年末人口に依つて算出した前記の一人當負擔額は明らかに不當な高額を示してゐるのであつて、實際の一人當負擔額は明かに不當な高額を示してゐるのであつて、實際には外國人の平均負擔額は八圓を出でざるものと思はれる。

次に府部と郡部とに分けて見ると、朝鮮人と外國人とは府部に於て著して負擔が高いが、之に反して内地人のみは郡部の方が負擔が高い。

部	郡	内地人	八・五九・六八	二・七三・四七七	三一・三〇・二八・三	二・九八	〇・一〇
朝鮮人	五一、四七七	五三六	三〇・八四	三九	二・五五	二・四〇	〇・一六
外國人	二三一・八七四			二九・〇〇〇	七・九九	五・九四	二・〇五
總計	六一、八九、三〇八	二〇、三五、八六	二・九五	二・七四	〇・三一	〇・〇九七	〇・三三

内鮮外人別及稅種別一人當直接稅負擔額(昭和十二年度)

部	府	區	分	直接稅額		年末人口	本年度	前年度	增加	增加率	一人當負擔額
				調定額	人						
朝鮮人	九、八三四、一八九	四	內地人	九、八三四、一八九	四	三毛〇五五	毛五五	毛五五	三三・三	四・九	〇・一六〇
外國人	三〇一、四八五	四	總計	一八、九五六、六三二	四	一、五九六、五五六	一、五九六、五五六	一、五九六、五五六	〇・六	〇・六	〇・六
				一、九九九、六九九	四	二四、二一六	二三・五五	二一・七九	二・五六	一・一八二	
				九・二三	四	八・一四	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・一	
					四	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・一	

#### (四) 累年比較

昭和十年度以降各年の直接税負擔状況を見ると逐年増加の傾向を示してゐる。

尙外國人は十一年度は三分の微増を示し、本年度に至り一躍六割三分を増加してゐるが、かかる激増の不當なことは既に説明した。

即ち昭和十年度には三圓二十錢（指數一一〇）、本年度は更に三圓五十錢（指數一二〇）と上りこの二年間に二割の増加を見せ、毎年の一〇%の増加率は一割内外である。これに依つて見ると本年度の九分四厘は大體に於て頗る増加と云ふべく、支那事變が事變第一年の國民租稅負擔に及ぼした影響は直接税の上から見れば特筆すべきものを示してゐない。尙既に述べた如く本年度の直接税負擔額の増加は、支那事變の直接の影響よりも第二次初等教育擴充計畫の実施に伴ふ教育費負擔の激増に負ふ所が多い。

次に府部と郡部とに分けて負擔増加の趨勢を見ると、郡部がこの二年間に一割三分を増加し毎年の増加率は六分内外となるに對し府部はその間二割八分を増加し毎年の増加率は一割四分内外である。

即ち府部は郡部に比し負擔が高いと共に、其の増加率も大なるものを示してゐる。

又内地人と朝鮮人との比較に於ては、朝鮮人の二年間の増加は一四分で毎年七分内外の増加となつてゐるに對し、内地人は其の間二七高を増加し毎年一割九分内外の増加を示してゐる。即ち内地人は朝鮮人に比し平均負擔額に於て遙かに高額を示してゐると共

#### 直接税一人當負擔額累年比較

區 分	一人當負擔額						指 數	
	內地	朝鮮	外國	平均	內地	朝鮮	外國	
府	昭和〇一八・六	三・九	九・九	七・二	一〇	一〇	一〇	一一〇
部	二・三・三	四・六	九・七	八・四	二五	二八	九・四	一一〇
郡	三・三・五	四・九	三・三	九・三	一六	三六	三五	一二〇
部	二・四・七	二・三	五・六	二・六	一〇	一〇	一〇	一一〇
郡	二・二・三	二・四	五・九	二・七	一五	一〇	一五	一一〇
部	二・三・三	二・七	七・九	二・九	一七	二〇	一四	一二〇
郡	二・三・三	二・七	七・九	二・九	一七	二〇	一四	一二〇

尙外  
錢の事

増々

# 朝鮮に於ける職業調査の現状と産業調査の速進について [一]

鈴木虎次郎

## 一 朝鮮に於ける職業調査の由來

朝鮮に於ける職業調査は大正元年十一月朝鮮總督府訓令第二十號朝鮮總督府報告例に依り現住戸口職業別として、毎年十二月末現在の現住人口に基き其の職業を各道知事より報告せしめたることに始まるのであるが、現在人口に立脚した調査ではなく、且つ職業分類としても單に七大分類に表示されて居る程度であつて、正確なる調査とは謂へない、従つて之が本格的調査としては即ち昭和五年國勢調査に於ける職業調査を以て、朝鮮に於ける職業調査の嚆矢と謂つても差支ないと惟ぶ。

## 二 職業分類の制定

( ) 報告例に依る職業分類

報告例に依る職業分類は大正九年我國第一回國勢調査施行前、統計局に於て立案せられたる分類草案に基き制定せられたるものであつて、即ち職業を五乃至七の大分類とし之を更に三十一乃至四十八の中分類、百六十六乃至二百六十六の小分類に區

分された統計局草案の内大分類七區分を採用し、更に實査に當つては之を左記中分類（中分類中の自由業に限り更に之を七つの小分類に分つ）に分ちたる分類案を使用して來たのである。

( ) 報告例に依る職業分類

第一 大 分 類	中 分 類	小 分 類
第一 農、林及牧	農業	
畜業	牧畜	
養殖	林業	
第二 漁業及製鹽	漁業	
第三 工業	土石類及冶金業 金屬ニ關スル製造業 機械及器具製造業 化學製品及類似品製造	
チ ト チ チ	紡織、織物、編物等ノ製 造業 染物其ノ準備潤色並晒 練業 紙、皮革、護謨至關スル	

第四業 商業及交通

第五業 公務及自由	ハロイトニ業	ホーリカ	ワヲルヌリ	製造業
自	船舶運輸業	木竹類	ニ關スル製造業	
由	其ノ他ノ商業	飲食料品嗜好品	被服及身ノ廻り品製造業	
	現役陸海軍人	銅版、石版、木版等の彫	印刷及寫眞業	
	職務フ帶	金融及保険業	其ノ他ノ工業	
	フル者並雇傭員	物品販賣業		
		旅宿、飲食店、遊戯場營		
		其ノ他ノ商業		
		買媒介及		
		其ノ他ノ工業		
		船舶運輸業		
		其ノ他ノ交通業		
		宮廷、國及公共團體ノ		
		其ノ他ノ商業		
		現役陸海軍人		
		職務フ帶		
		フル者並雇傭員		

- (一) 神職、僧侶、布教者
- (二) 教育ニ從事スル者
- (三) 燒護士、執達吏、公證人等
- (四) 醫師、藥劑士、產婆、按摩、鍼灸
- (五) 獣醫、醫生、產婦、看護人
- (六) 新聞雜誌、通譯記者、著作者
- (七) 調査、機械其ノ他ノ技術
- (八) 藝術及娛樂ニ關スル業

第六業者 其ノ他ノ有業者  
第七業者 無職業及申告セザル者

同上

右分類中公務自由業に土木建築、機械其の他の技術員を加へたことは聊か疑問とする處であつて、内閣統計局の原案にも之等は大分類工業の部に屬して居る様である。之は將來報告例様式等改正の場合充分研究を要する事項と想ふのであるが、更に一步を進めて大正九年十二月内閣訓令第一號を以て第一回國勢調査及一般統計に適用すべき職業分類が制定せられるならば、朝鮮の職業統計は準據して十大分類の方式に改正せられるならば、朝鮮の職業統計は全く一致せられ各種各様の比較對照上裨益する處尠からぬものがあらう。

尙本様式中の中分類以下は所謂職業七大分類の内容例示の如きものであつて實際表に現はれる計數は單に七大分類である、従つて前記の土木建築等の技術員が何人介在して居るかと云ふが如きことは現はれて來ないことに注目せねばならぬ。

(一) 昭和五年國勢調査に使用された職業分類

朝鮮に於ける本格的職業調査としては前述の如く昭和五年國勢調査を以て始めての企てであつたが、之に使用せられた職業分類は大概昭和五年十二月二十七日内閣訓令第三號に依る職業分類に準據したものであるが、朝鮮現下の社會状勢は必らずしも内地と同一に取扱ふことの不適當な事情もあり、即ち該分類中に包含せらるべきものであつて其の職業の性質竝に業態に特異性のもの或は朝鮮の産業經濟の趨勢觀察上特に細別するを得策と認むるもの等があつて、該訓令但書に基き同分類を基礎とし内地其の他に於ける統計と比較對

照の便を失はぬ範圍及方法に依り、之に朝鮮特有の職業を追加し小分類中に之を細別して所謂朝鮮昭和五年國勢調査職業分類の編成を見たのである。即ち内地の小分類三七六區分に對し朝鮮は三七七區分とし更に之に九二區分の細分類を加へ、聊か朝鮮の特色を表現する事としたのである。尙此の他に小分類中字句の挿入又は訂正を行ひたるもの六件がある。次項に於て之が内地原案との相異點を指摘し、其の變遷の狀態を明にすると共に將來此の種調査關係者の参考資料に供したい。

(三) 内地職業分類中内地職業分類と異なりたる點或は小分類を増加したるもの及朝鮮獨自の趣向として細分類を創設したるもの等を列擧すれば次の通りである。

一 異名同業を( )を附して表示したもの

二 農業管理人(舍音ヲ含ム)、職員

四〇 鐵山技術者、職員、監督(德大ヲ含ム)

二七五 貸金業主、質屋業主(典當舖業主)

二八三 藝妓(妓生)

三一二 仲仕、荷拔夫、運搬夫(擔軍)

二 字句を變更したるもの

三一九 集配手、遞送手、郵便手を集配人、遞送人、郵便夫と改む。

三 小分類を増加したるもの

六 火田耕作ニ從事スル者

一 農耕業主

一 米作自作業主

其ノ他ノ自作業主

米作小作業主

其ノ他ノ小作業主

米作自作兼小作業主

五件

一 朝鮮に於ける職業分類中内地職業分類と異なりたる點或は小分類を増加したるもの及朝鮮獨自の趣向として細分類を創設したるもの等を列擧すれば次の通りである。

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 六 其ノ他ノ自作兼小作業主            | 七 果樹栽培業主              |
| 九 二 火田耕作勞務者              | 一 二 火田耕作勞務者           |
| 九 一 養畜業主                 | 二 一 養畜業主              |
| 九 二 養禽養蜂業主               | 一 二 養禽養蜂業主            |
| 二六 漁業主                   | 二六 漁業主                |
| 二一 漁撈、採藻業主               | 二一 漁撈、採藻業主            |
| 二二 魚介藻養殖業主               | 二二 魚介藻養殖業主            |
| 二八 漁業勞務者                 | 二八 漁業勞務者              |
| 二一 海女                    | 二一 海女                 |
| 六四 一 其ノ他ノ漁業勞務者           | 一 其ノ他ノ漁業勞務者           |
| 六四 二 其ノ他ノ窯業、土石加工ニ從事スル勞務者 | 二 其ノ他ノ窯業、土石加工ニ從事スル勞務者 |
| 一〇七 一 紡織物業主              | 一 紡織物業主               |
| 一〇七 二 化學製品製造業主           | 二 化學製品製造業主            |
| 一 一 藥品、賣藥、賣藥類似品製造業主      | 一 藥品、賣藥、賣藥類似品製造業主     |
| 一 二 其ノ他ノ化學製品製造業主         | 二 其ノ他ノ化學製品製造業主        |
| 一一七 一 織物業主               | 一 織物業主                |
| 一一七 二 組織物業主              | 二 組織物業主               |
| 一三五 一 纏織物業主              | 一 纏織物業主               |
| 一三五 二 紡織工                | 二 紡織工                 |
| 一四六 一 紡機織工               | 一 紡機織工                |
| 一四六 二 紡織工                | 二 紡織工                 |
| 一四六 三 紡織工                | 三 紡織工                 |
| 一四六 四 其ノ他ノ機織工            | 四 其ノ他ノ機織工             |
| 一四六 五 被服裁縫業主             | 五 被服裁縫業主              |
| 一四六 六 洋服裁縫業主             | 六 洋服裁縫業主              |

二	其ノ被服業主
二	其ノ他ノ帽子製造工
一	笠子冠網匠
二	其ノ他ノ帽子製造工
一	木履匠
一	下駄職
二	草履、履物表、臙緒製造職
二	草履、履物表、臙緒製造職
一	靴製造工(謹謨靴ヲ除ク)
一	靴製造工
二	乾鞋匠、油鞋匠
二	紙、紙料製造業主
二	朝鮮紙製造業主
二	其ノ他ノ紙、紙料製造業主
一	酒類醸造業主
一	朝鮮酒醸造業主
二	其ノ他ノ酒類醸造業主
二	其ノ他ノ飲食料品、嗜好品製造業主
二	麵子製造工
一	麵製造工
二	麵子製造工
一	和酒醸造工
二	和酒醸造工
二	朝鮮酒醸造工
二	物品販賣業主
一	穀類、粉類販賣業主
二	蔬菜、果物類販賣業主
三	豆腐類販賣業主
四	魚介藻類販賣業主
五	鳥獸肉類販賣業主
六	酒類、調味料、清涼飲料販賣業主
七	菓子、麵包類販賣業主
八	其ノ他ノ飲食料品、嗜好品販賣業主
九	肥料販賣業主
一〇	燃料販賣業主
一一	木材、竹材販賣業主
一二	石材、煉瓦、土管、セメント、土石類販賣業主
一三	建具家具、指物類販賣業主
一四	疊表、筵、荒物類販賣業主
一五	陶磁器、硝子品類販賣業主
一六	漆器販賣業主
一七	金屬材料、金屬器具販賣業主
一八	皮革、擦革、其ノ他ノ製品販賣業主
一九	織物、被服類販賣業主
二〇	綿絲、編物、組物類販賣業主
二一	紙、紙製品、文房具販賣業主
二二	玩具、運動用具、遊戲品販賣業主
二三	小間物、洋品類販賣業主
二四	履物、雨具類販賣業主
二五	藥品、染料、顏料、化粧品類販賣業主
二六	度量衡、科學的機械、樂器、時計、貴金屬類販賣業主
二七	電氣機械器具販賣業主
二八	機械、車輛、農具類販賣業主
二九	古物商業主

三〇 新聞、圖書、雑誌、其ノ他出版物ノ發行販賣業主

三一 其ノ他ノ物品販賣業主

三二 各種物品販賣業主（百貨店ヲ含ム）

三三 貿易業主

二六六 興行主

二七一 娛樂場經營主

二七二 露店（屋臺店ヲ含ム）商人、行商人、呼賣商人

二七三 蔬菜果物類行商人、呼賣商人

二七四 魚介藻類行商人、呼賣商人

二七五 其ノ他ノ露店（屋臺店ヲ含ム）商人、行商人、呼賣商人

二八九 自動車業主

二九〇 乗合自動車業主

二九一 貨物自動車業主

二九二 賃貸自動車業主

二九三 舟夫

二九四 流筏夫

二九五 醫師

二九六 醫生

次に内地原案との相違點につき改正の理由を詳述すれば次の通りである。

中分類一 農耕に從事する者

一 「農耕業主」を米作自作業主、其の他の自作業主、米作小作業主、其の他の小作業主、米作自作兼小作業主、其の他の自作兼小作業主、果樹栽培業主の七細分としたるは職業分類の本質上より云へば殆んど意義を喪つた憾が無いではないが、産業分類を採用し

なかつた爲該分類と職業分類との形式上の對應並に農業用地の管

理形式に從ふ自作、小作、自作兼小作等の區分を要求するものもあり、必要且つ可能である程度に於て之が細分を設けたのである。

二 「農業管理人、職員」の目に「含む」の文字を挿入したるは含音は耕作地管理人に對する朝鮮獨特の名稱であつて其の内容の説明を省略する意味である。

三 「火田耕作に從事する者」の一目を小分類中に新設したるは、朝鮮特有の職業であつて内地には勿論之に適合する分類なく、且つ之が將來の對策上朝鮮として最も重要な職業であることを考慮された爲である。尙業主、勞務者の細分は職業上の地位を區別する爲に外ならない。

中分類二 畜產に從事する者

四 「養畜業主」を「養畜」と「養禽、養蜂」の二つに細分したるは產業分類との形式的對應を保たしめる爲である。

1 「養畜業主」には用畜、役畜の別はなく家畜の飼育、繁殖に從事する業主を集括する。

2 「養禽、養蜂業主」には各種の家禽の飼育又は繁殖をなす業主を集括するもので養鷄、養鶏は勿論、種禽、鷄人工孵化等の業主も亦之に分類し、養蜂業主は便宜上土之に合併させた。

中分類五 漁業に從事する者

五 「漁業主」を「漁撈、探藻」と「魚介藻養殖」の二つに細分したのも亦前記四<sup>1</sup>と同一趣旨である。

1 漁撈、探藻業主には魚介藻類の捕獲業主又は採取業主を集括するが、珊瑚採取業主、溫牀躉捕獲業主等も亦之に分類し、工船漁業主も便宜包含の方法を採つた。

2 魚介藻養殖業主には魚介藻類の人工的繁殖及養育をなす業主

を集括するものであつて、鮭の人工孵化、養鯉、海苔養殖、牡蠣養殖等に從事する業主は之に屬して居る。

六 「漁業勞務者」の目を「海女」と「其の他の漁業勞務者」とに細分し

たるは海女の特殊業態並に其の重要性を考慮した爲である。

中分類七 採鑛に從事する者

七 「鑛山技術者、職員、監督」の目に「徳大を含む」の文字を挿入したるは鑛山に於ける鑛夫賃金制度の特色ある點を考慮したのと一  
は分類上の便宜に出でたのである。

註 徳大とは之又朝鮮特有の鑛夫頭領の名稱であつて、普通には自

己所屬の鑛夫をもち、其の數數人若くは數十人に及ぶものもあり  
鑛主と契約して一定の場所を限定し、鑛物採掘の権利を取得し經  
濟上、作業上鑛主と何等關係する事なく一種の企業を行ふもので  
あつて、鑛主との契約及所屬鑛夫との約束は鑛山の狀況其の他の  
事情に依り一様でないが、普通鑛主に對しては一定期間入坑鑛夫  
の員數に應じ人頭稅の如きものを納むるもの、或は鑛夫の員數に  
不拘一定期間定額の採取稅を納むるもの、或は採取鑛物の一定割  
合を分配するもの（普通鑛主所得二割乃至四割程度）もある、前二  
者の如きは多く鑛況最も良好である鑛山に行はれ、而して所屬鑛  
夫との關係は恰も内地に於ける土工の親分乾分の如き關係に類似  
し、種々の約束を結び極めて複雜なものもあるが、通常徳大は所  
屬鑛夫の住居、食料及日用品を支給し採取鑛產物中より前記鑛主  
に對する給付を控除した殘額中更に一定割合を控除取得し殘額を  
所屬鑛夫に分配するのを通例として居る、故に鑛況良好な場合に  
は普通賃金以上を收得するものもあるが反対に辛うじて生活を支  
持するに過ぎない場合もある、此の制度は近時漸く廢たれ單に數  
名の鑛夫が共同して其の代表者を徳大と稱し、相互に稼働し鑛產

物を適宜分配する方法を探る様になりつゝある。

中分類一〇 窯業、土石加工に從事する者

八 「其の他の窯業、土石加工に從事する勞務者」を「甕器匠」と「其  
の他の……」とに細分したるは、朝鮮民族の生活必需品である甕  
器の製造に小規模經營のものが多く、從つて之に從事する勞務者  
中には職業の分科を判然と意識することが困難である關係上單に  
甕器匠、甕器製造工等と申告する者が殆んど大部分ではなからう  
かと豫想された爲である。

中分類一一 化學製品製造に從事する者

九 「化學製品製造業主」を「薬品、賣藥、賣藥類似品製造業主」と  
「其の他の……」に細分したるは一つには產業分類との形式的對應  
を保つ爲、二つには關係當局の意見を參照したのである。

1 薬品、賣藥、賣藥類似品製造業主には化學工業中、硫酸、苛  
性曹達、ベンゾール類等の工業用薬品、デアスター・アンチ  
ビリン等の醫療用薬品、錠剤、日用品等の賣藥及賣藥類似品  
製造業主を集括するものであつて、衛生材料製造業主も便宜之  
に加へられた。

中分類一二 紡織工業に從事する者

一〇 「織物業主」を「絹織物業主」、「麻織物業主」、「綿織物業主」及  
「其の他の織物業主」に細分したるは產業分類と對照し朝鮮に於て  
は特に必要なものと思料した爲である。

1 絹織物業主には絹織物及絹交織物の製造業主を集括するもの  
であつて、人造絹織物業主も亦之に加へられた。

2 麻織物業主には麻織物及麻綿交織物の製造業主を集括された。  
綿織物業主には各種の綿織物製造業主を網羅した。

一一 「機織工」の細分は業主の夫れと對應させるが爲である。

(未完)

# 統計時報



昭和十二年末

## 農業戸數

### 【文書課調査】

昭和十二年末現在に於ける農業戸數は内地人七・六三七戸、朝鮮人三・〇四九、〇一九戸滿洲國及中華民國人二・〇九八戸、其の他の外國人一戸、總計三・〇五八、七五五戸で前年未に比し七四八戸を減少した。

總計戸數中專業戸數は二・九一二、一七五戸(九五・二%)兼業戸數は一四六、五八〇戸(四・八%)である。

農業戸數を道別に觀ると全南の四〇一、一六一戸が最も多く總戸數の一三・一%を占め之に亞いで慶北の三五八、四一五戸(一一・七%、慶南の二九七、七四二戸(九・七%)、江原の二四七、五九三戸(八・一%)、黃海の二

四六、五四三戸(八・〇%)等が多い。現住戸數一〇〇戸に對する農業戸數は七二・四戸で前年に比し〇・八戸を減少した。此の割合を道別に觀ると江原の八六・三戸が最も高率で忠北の八四・一戸が之に亞ぎ其の他の八〇戸臺は忠南・全南・七〇戸臺は全北・慶北・黃海・平北、六〇戸臺は慶南・平南・咸南五〇戸臺は京畿で咸北の四九・七戸が最も低率である。

農業戸數を營農種別に見ると小作農は一、五八一、四二八戸(五一・七%)、自作兼小作農は七三七、七八二戸(二四・二%)、自作農は五四九、五八五戸(一七・九%)、被傭者は一七、〇四一戸(三・八%)、火田民は七二、九一九戸(二・四%)で之を前年末に比較すれば自作農に於て三、二四八戸を、被傭者に於て七三戸を増加したが、其の他に於ては何れも減少を示してゐる。

(昭和十二年末現在)

道 京 畿 道 忠 清 北 道 忠 清 南 道	名 稱 道 北 道 北 道	自 作 兼 小 作	自 作 兼 小 作	小 作	被 傭 者	火 田 民	計
一七、九四六	一七、九四六	二六、七二五	二六、七二五	二六、七二三	四八元	三八三	三四、六三五
五三、七七七	五三、七七七	三〇、六〇五	三〇、六〇五	二七、四一	六、四二	一九九	一三、一六三
二四三、九九六	二四三、九九六	九、五九一	九、五九一	二〇	三三、七三三	一四三、一六三	一四三、一六三

## 昭和十二年末 耕 地 面 積

### 【文書課調査】

全羅北道	一〇、九六〇	四〇、九三一	一〇、六五五	一九、六六五	一、一六六	二七〇、五四六
全羅南道	一〇、六七〇	四〇、九四四	一〇、七九五	一九、五五九	二三	四〇一、一六一
慶尚北道	一〇、八三九	四〇、一八四	一〇、五八四	一三、三四	二、九七七	三六、四五五
慶尚南道	一〇、八三五	四〇、一五五	一〇、五九三	一三、九五九	一	二九七、七四一
黄海道	一〇、八三六	四〇、一五三	一〇、五三三	五、三九四	二四六、五四三	
平安道	一〇、九〇七	四〇、一〇五	一〇、八〇五	五、九五五	五、九一〇	一七九、〇四三
江原道	一〇、九一〇	四〇、一七五	一〇、七九六	五、九一〇	一七九、〇七九	
咸鏡北道	一〇、九一〇	四〇、一六五	一〇、六八三	一五、三六一	一	二一、五五二
咸鏡南道	一〇、九一〇	四〇、一六五	一〇、六八六	三、三六六	二、一〇八	二九六、五四三
咸鏡合計	一〇、九一〇	四〇、一六五	一〇、六八六	五、九一〇	二四六、五四三	
前年に比し増(△減)△	一〇、九一〇	四〇、一六五	一〇、六八六	五、九一〇	二四六、五四三	
五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、八八%
五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、七七%
五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、七〇%
五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、六五%
五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、五五五	五〇、六六%

殊に咸北は田九〇・九%に對し畠は九・一%に過ぎない。

尙前記畠面積中昭和十二年中の二毛作面積は四十六萬五千五百町六反(二六・八%)、一毛作面積は百二十七萬一千二百六十二町八反(七三・二%)となる。之を道別に見ると二毛作地では慶南の五九・〇%が最高で、全南の

耕 地 面 積 表

(単位町)

道 名	一 毛 作	二 毛 作	三 毛 作	計	田 合	計	火田面積
京畿道	二九、五〇〇	四、四七・五	三一、九七七・五	一八、一〇六一	三三、〇八三・六	一、〇九	
忠清北道	四六、四八・七	三四、一五三・二	七三、六四・九	六六、一〇五一	一六、七四七・〇	二、四六	
忠清南道	三〇、三〇四・〇	毛、五九・四	一六七、九二・四	八三、二二八・二	三五、〇三〇・六	七	

昭和十二年末現在に於ける總耕地面積(火田を除く)は四百五十萬六千二百四十四町三反で此の内畠は百七十三萬六千三百六十八町四段、田は二百七十六萬九千八百七十五町九反である。畠田別の比較を道別に見ると田に比し畠の多い道は京畿・忠南・全北・慶南の四箇道、畠田略等しき道は忠北・全南・慶北の三箇道で其の他の各道は田に比し畠が少く

%等が之に亞いで多い。耕地面積を道別に見ると黃海の五十六萬二千六百十四町一反(一・五%)が最多で、全南・平北・咸南の四十萬町歩臺が之に亞ぎ、三十萬町歩臺では京畿・平北・平南・江原の四箇道、二十萬町歩臺では忠南・全北・慶南咸北の四箇道で忠北の十五萬八千七百四十七町歩が最少である。全鮮總面積に對する耕地面積の割合は二割二厘であるが、道の總面積に對する耕地面積の割合を道別に觀ると黃海の三割三分三厘が最高で、之に亞ぐは忠南の三割七厘、全南の三割六厘、京畿の三割四厘、全北の二割八分四厘等である。

次に耕地面積を自作、小作別に觀ると自作地は百九十一萬五千九百六十六町八段(四二町五段(五七・五%))で江原・咸南・咸北の三箇道は小作地に比し自作地が多いが其の他の各道は何れも自作地に比し小作地が多い。

(昭和十二年末現在)

全羅北道	九、三九・八	六、二七・一	一七、六六・九	六、六二・二	二四、六六・一	一〇六
全羅南道	一〇五、八九・一	一〇九、四六・〇	一二、二二・一	二五、三五・九	三三、九二・七	一一七
慶尚北道	九七、三〇・三	一〇〇、三六・四	一、八五・八	一九、六九・七	三三、九二・六	一二七
慶尚南道	七四、二六・八	一四、三一・一	一四、〇四・九	一九、六九・六	三七、六九・六	一七七
黃海道	一四、三一・一	一、八五・八	一、八五・九	一九、六九・五	三七、六九・五	一七七
平安南道	八六、三四・一	二九、三三・三	二〇、四三・〇	三一、一〇・七	三七、六九・四	一七七
平安北道	九六、五六・九	一九、〇九・〇	一九、〇九・〇	三一、一〇・七	三七、六九・三	一七七
江原道	六六、毛三・九	一九、一七・二	一九、一七・二	三一、一〇・七	三七、六九・二	一七七
咸鏡南道	六六、毛三・九	一九、一七・二	一九、一七・二	三一、一〇・七	三七、六九・一	一七七
咸鏡北道	一、三七、三三・八	一、三七、一〇・六	一、三七、一〇・六	三一、一〇・七	三七、六九・〇	一七七
總數	五、一七・三	五、一七・三	五、一七・三	五、一七・三	五、一七・三	一七七
(增△減)						
道名	道名	畠	田	畠	田	畠
京畿道	自作	小作	自作	小作	自作	小作
西、三六・三	一五毛、五九・〇	一五毛、五九・〇	二四、三七・七	二四、三七・七	一九、〇九・九	一九、〇九・九
忠淸北道	三一、六三・四	一四、四九・五	三九、六九・三	三九、六九・三	五二、六九・七	五二、六九・七
忠淸南道	三六、六三・六	一三、一〇・六	二八、三三・八	二八、三三・八	一九、一九・三	一九、一九・三
全羅北道	西、一八・八	一四、〇九・一	一〇、六九・〇	一〇、六九・〇	五五、四七・八	五五、四七・八
全羅南道	西、三六・七	一四、一〇・四	一三、九一・八	一三、九一・八	一九、四八・五	一九、四八・五
慶尙北道	八六、三七・八	一四、三六・九	一五、四五・一	一五、四五・一	八三、七〇・九	八三、七〇・九
慶尙南道	五、一六・三・九	一三、八〇・一	一〇、六九・三	一〇、六九・三	一九、一九・八	一九、一九・八
黃海道	四、三三・〇	一九、七六・九	一九、七六・九	一九、七六・九	一九、七六・九	一九、七六・九
平安南道	三、一〇・〇	一九、七六・九	一九、七六・九	一九、七六・九	一九、七六・九	一九、七六・九
平安北道	三〇、一八・八	一九、七六・九	一九、七六・九	一九、七六・九	一九、七六・九	一九、七六・九
江原道	元、八五・一	一九、六六・五	一九、六六・五	一九、六六・五	一九、六六・五	一九、六六・五
咸鏡南道	三、九〇・五・〇	三、五六・一・七	三、五六・一・七	三、五六・一・七	三、五六・一・七	三、五六・一・七
咸鏡北道	二、一八・三・五	一、一九・八・一	一、一九・八・一	一、一九・八・一	一、一九・八・一	一、一九・八・一
(增△減)	五、六・五	五、六・五	五、六・五	五、六・五	五、六・五	五、六・五
前年比	六、〇・四・五	六、〇・四・五	六、〇・四・五	六、〇・四・五	六、〇・四・五	六、〇・四・五
△	△	△	△	△	△	△

自家小作別耕地面積表

(單位町)

(昭和十二年末現在)

計

本年度棉收穫豫想高を調査するに、播種より發芽期に亘りては極めて適順なる氣象に恵まれ、發芽は例年になく良好であつたが、其の後に於ける氣温の低下と五月中下旬に亘り霖雨相續き日照時間少かりしたために全般的に稚苗軟弱にして尙局部的には病蟲害の発生あり、其後の生育に多少の懸念ありたるも七月中下旬に入りて、陸地棉地帶は日照時間の増大に伴ひ氣温漸次上昇し、局部的には輕微の旱害を見たるも生育大體に於て回復するに至つた。

在來棉地帶は五月下旬より六月に亘る天候不順に引續き七月に入りても降雨相續き落雷落花せるもの多く開絮も亦例年に比し稍遲延を見るものと豫想せらる。

前記生育状況により本年度の收穫高を豫想するに、九月十日現在に於て反當收量豫想は陸地棉九九斤、在來棉六九斤、平均九三斤にして之を前年實收高反當收量陸地棉一四斤、在來棉八三斤、平均一〇八斤に比し陸地

## 昭和十三年度

### 棉收穫豫想高

#### 【農林局調査】

棉一五斤の減、在來棉一四斤の減、平均一五斤の減收を示し、總收穫豫想高に在りては陸地棉一億八千六百十二萬四千五百十二斤、在來棉三千二百六十八萬一千八十五斤、計二億一千八百八十萬五千五百九十七斤にして之を前年實收高陸地棉二億四十二萬二百九十二斤、在來棉三千九百八十六萬八千百七十二斤、計二億四千二十八萬八千四百六十四斤に比すれば陸地棉一千四百二十九萬五千七百八十斤(七・一%)の減、在來棉七百十八萬七千

十斤の減、在來棉一千四百二十九萬五千七百八十斤(一八・〇%)の減、計二千百四十八萬二千八百六十七斤(八・九%)の減收を豫想せらる。

尙之を過去に於て昭和十二年に次ぐ豊作を示したる昭和十年實收高二億一千三百七十万八千九百六十七斤に比すれば五百五萬六千六百三十斤の增收を豫想せらる。左に之が最近五箇年對照表並各道別豫想高を掲記す。

全南	英、九天、七三	一	五六、九天、七一
慶北	三、九三、七三	一	三、九三、七三
慶南	三、二九、四四	一	三、二九、四四
黃海	二、五〇、四五	一	一、七四九、八四四
平南	六、七四	一	一、三三、四〇一
平北	三、二四一	一	一、三〇、一七六
江原	三、二八、三五八	一	一、四四八、一四〇
咸南	八、五	一	四、六六六、四九六
咸北	三、九三、八八四	一	三、九三、一三六
合計	一六、三四、五二、三、六一、〇五五	一	三、九三、八八四

## 昭和十二年末

### 種牛及種馬

#### 【文書課調査】

種牛は牡牛一二、八八一頭、牝牛一二、六五八頭、合計二五、五三九頭で前年末に比し三四〇頭を増加した。之を道別に見ると平北の四、六一六頭が最も多く、江原の三、九〇六頭咸南の二、五七五頭、慶北の二、一九一頭、黃海の二、〇一三頭等は之に亞いで多く京畿の七五二頭が最も少い。

年齢別に見ると種牡牛頭數は四歳以上六歳の七、九九一頭(六二・〇%)が最も多く、七

### 昭和十三年棉收穫豫想高表

陸地棉	在來棉	計
京畿 一三、四〇、七三	一三、九一、一	一三、七五、七三
忠南 一九、七五、〇〇	一九、七五、〇〇	一九、七五、〇〇
全北 一三、三〇、〇九六	一三、三〇、〇九六	一三、三〇、〇九六

\* 備考 昭和十二年迄の作付反別は棉實收高報告に依り昭和十三年度括弧内は報告例一四六棉作狀況報告の播種反別とす

尙本報告の作付反別は生育反別とす



尙昭和十二年中に生産せられたるサツマイモ切干左の如し  
数量 二五、五四、七四貫 五、六四、一四貫(六二厘)増  
價額 四、三一、六三圓 一、四〇、零二圓(五〇三厘)増

昭和十二年

林 产 额

【農林局調査】

昭和十二年の林產總額は一億三千八百七十  
一萬圓にして其の主なる種目別產額大要左の  
如し。

| 其の他の種類 | 竹薪    | 木材    | 薪枝葉   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 竹薪     | 一九、一九 | 二六、二六 | 一一、一一 |
| 薪枝葉    | 一九、一九 | 二六、二六 | 一一、一一 |
| 木炭     | 一一、一一 |
| 肥料     | 一一、一一 |
| 其他     | 一一、一一 |

即ち林產物の大半は燃料にして林產總額の  
五十六%を占め、用材は十九%、綠肥及堆肥  
原料は十四%，其の他十一%である。  
昭和十二年の林產總額一億三千八百七十一  
萬圓を前年の一億一千八百六萬圓に比すれば  
二千六十四萬圓の増加を示し、其の主なるも  
のは用材六百九十五萬圓、薪六百三萬圓、其  
の他の林產燃料四百五十六萬圓、堆肥原料六  
百五十六萬圓、木炭三十八萬圓、平壤栗十八  
萬圓等である。

更に道別產額を前年分と比較すれば次表の  
通り、慶南及平南に於て僅かに減少せる外、他  
の十一箇道は増加し、就中、京畿、全南、平  
北、咸南の四箇道は著しき増加振りである。

昭 和 十二年 昭 和 十一年 増(△減)  
前年に比し

國民有林別に見ると、民有林の林產額は總  
額の八十二%，一億一千三百四十四萬圓に達  
するも、其の約八十六%は燃料、綠肥及堆肥  
原料並に家畜飼料等營農用のものにして、用  
材、木炭、種實、菌草等金錢收入を主たる日  
的とするものは僅に十四%に過ぎない。  
次に國有林の林產額は約二千五百二十七萬  
圓にして總額の十八%に當り民有林の產額に  
比し著しく劣るも、其の七十%は用材、木炭  
種實、菌草等にして金錢收入を目的とするも  
の大部が占め、残り二十四%は燃料、綠肥  
及堆肥原料並に家畜飼料等營農用のものにし  
て民有林に比し著しく其の内容を異にしてゐ  
る。

昭和十二年

## 漁獲

高

## 【殖產局調査】

昭和十二年に於ける漁獲高は數量二、一一五、七八五、二七八挺、價額八九、九二〇、三六三圓にして之を前年と比較せば數量四四七、五五六、四九一挺(二割六分)、價額一〇、〇四一、二三六圓(一割二分)の激増にして始政以來最高の記録を示し實に始政當時六七六萬圓の一三倍に當つてゐる。

右は主として漁獲物中首位を占むるまいわしの豊漁に因るものにして前年に比較し數量に於て四〇〇、四二八、一八一挺(四割)、價額に於て七、三八二、五三四圓(二割七分)の著しき増加を示した。

今種類別に價額を大別せば左の如し。  
魚類 二〇三九九圓(總額の八割六分)

## 最近五箇年に於ける地方別漁獲高累年比較

朝鮮	指數	内地	指數	臺灣	指數	樺太
四、二三	千円	一〇〇	二〇六、三三	一〇〇	九、九七	一〇〇
三、五六	千円	一二二	二二二	二二二	二二二	一〇、八〇
二、九七	千円	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
六、八九三	千円	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

等にして以上の中まいわし、めんたい、に

貝類  
藻類  
其の他の水產動物  
五〇二六七七圓(總額の六分)  
次に重要水產物を掲ぐれば  
まいわし 四、一九三、八〇九(總額の三割六分)  
めんたい 六、四三、三六(同)  
さば 六〇三、三六(同)  
さば 六六厘  
べち 四、七三、五三(同)  
べち 五分三厘  
かたくち 三、〇〇七、一九(同)  
かたくち 三分三厘  
いわし 二、六三、九三(同)  
いわし 二分九厘  
たちらお 二、西一、五五(同)  
たちらお 三分六厘  
えび 二、一三、九五〇(同)  
えび 二分三厘  
かれい 一、五七、八五(同)  
かれい 一分七厘  
あじ 一、四七、九五(同)  
あじ 一分六厘  
たら 一、三五、九四(同)  
たら 一分五厘  
たた 一、三五、九四(同)  
たた 一分五厘  
さわら 一、二五、九四(同)  
さわら 一分三厘  
ひらめ 一、一〇七、八七(同)  
ひらめ 一分三厘

しんは東海岸(咸南北・江原・慶南北の各道沿海)、ぐち、えびは西海岸(平南北・黃海・京畿・忠南・全南北の各道沿海)、さば、かたくちいわし、あじは南海岸(慶南・全南北各道沿海)、たい、さわら、ひらめは南西兩海岸(慶南・全南北・忠南・黃海・平北の各道沿海)、たら、かれいは東南兩海岸(全南・慶南北の各道沿海)に於て主に漁獲せらる。更に之を道別に掲ぐれば咸北の二〇、一〇三、八九六圓(總額の二割二分)首位を占め、咸南の一七、〇五、五〇三圓(總額の一割九分)慶南の一四、三二八、六八九圓(總額の一割六分)、全南の一〇、二六四、二〇一圓(總額の一割一分)、江原の一〇、一四三、五二九圓(總額の一割一分)之に次ぎ以下慶北・黃海・平北全北・忠南・京畿・平南の順にして忠北の五一七六圓を最低とす。

	同	同	同	同	同	同	同	同
	九 年	十 年	十一 年	昭和十 一年の計 に對する 地方別割合	九 年	十 年	十一 年	九 年
工 產	毛、七七	三五、二七	一三	二、四三	一四	三五、八六	一三	二、四二
【殖產局調査】	空、六六	一四三	二五、五七三	二元	三、六九	一四八	一五	二九
昭和十二年中朝鮮に於ける工產額は總額九億五千九百三十萬八千三百六十五圓にして之を前年の七億三十八萬六千七百六十八圓に比すれば二億二千八百五十萬一千五百九十七圓(二二%)の増加である。而して之を業種別に見るに工場工業(五人以上の職工を使用する設備を有し又は當時五人以上の職工を使用する工場「官營工場を含む」)に依る生産額は六億九千九百九萬五千八百二十圓にして總工產額の七三%に當り又家内工業に依る生産額は二億六千二十一萬二千五百四十五圓にして總工產額の二七%に該當する。	九 年	十 年	十一 年	九 年	十 年	十一 年	九 年	十 年

備考 朝鮮外の數字は昭和十一年「拓務統計」に據る

業種別	朝鮮に於ける昭和十二年工產額		百分比 對總額に 比する	增 加 率	前年
	昭和十二年	對前年			
紡織工業	一四、一五三、九三四	一五〇、七六六、三九四	一五%	三三%	一四、九三四
金屬工業	一六、五五四、七四	二、五〇、七一、九四	一五%	三三%	一四、九三四
機械工具	一六、五五四、七四	二、五〇、七一、九四	一五%	三三%	一四、九三四
化學工業	三〇、四、六四、三七	二、七六、五五	一五%	三三%	一四、九三四
木製品工業	二、七六、五五	一、二、五五	一五%	三三%	一四、九三四
印刷製本業	一六、三〇四、四七五	一、二、五五	一五%	三三%	一四、九三四
食料品工業	三六、〇三、八三	一、二、五五	一五%	三三%	一四、九三四
瓦斯其電一氣	四〇、〇七五、八〇	一、二、五五	一五%	三三%	一四、九三四
合計	九九、三〇八、三五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考 本表中には精穀、製綿、製材、鐵以外の金屬精鍊、加工貿及修理料を含まず

業種別	1 工場工產額(官營工場を含む)		百分比 對總額に 比する	增 加 率	前年
	昭和十二年	對前年			
紡織工業	一〇八、七七、四五	一〇八、七七、四五	一六%	三三%	一四、九三四
金屬工業	二、四六、三五	二、四六、三五	一六%	三三%	一四、九三四
機械工具	二、四六、三五	二、四六、三五	一六%	三三%	一四、九三四
化學工業	三六、九九、九九	三六、九九、九九	一六%	三三%	一四、九三四
木製品工業	五、西四、五一	五、西四、五一	一六%	三三%	一四、九三四
印刷製本業	一六、三〇四、四七五	一、二、五五	一六%	三三%	一四、九三四
食料品工業	二二、三九、二七	一、二、五五	一六%	三三%	一四、九三四
瓦斯其電一氣	四〇、〇七五、八〇	一、二、五五	一六%	三三%	一四、九三四
合計	六六、九九、九九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考 本表中には精穀、製綿、製材、鐵以外の金屬精鍊、加工貿及修理料を含まず

2 家内工業工産額	
業種別	昭和十二年
紡織工業	三、三七六、四七一 円
金屬工業	五、四二九、〇四四
機械器具	三、六七八、四七〇
窯業	三、五八五、五八三
化學工業	三、五五九、五五五
木製品工業	六、一八六、〇五四
印刷製本業	一、一六六、三五二
肥料品工業	一、一五五、五五八
瓦斯業	一、一五五、五五五
電気業	一、一五五、五五五
其他の工業	一、一五五、五五五
合計	二六〇、三三、五四五
備考	一〇〇

百對總額に比する  
△増加率(%)

年 度	調 定 額		調 定 額 の 内		滯 納 額 の 内	
	調 定 額	割 合	滯 納 額	割 合	調 定 額	割 合
昭 和 八 年	三、三九六、六七一 円	一六%	五三、九七一	一六%	四五、三〇〇	八二%
昭 和 九 年	四、一〇一、二六六	一七%	一五八、三三一	二三%	五六、五四九	八六四
昭 和 十 年	四、一〇一、二六六	一七%	一六四〇、三五八	三三%	一、四九三、八三四	八八八
同 十一年	五、九三三、一七四	二、四九〇、〇〇八	四・五	二、三三三、九八八	八九七	九四七
同 十二年	七二、一七一、三六〇	五、三九七、〇四八	七五	五、一二一、六六五	九四七	九四七

昭和十二年度に屬する國稅の調定額は七千二百十七萬八千三百六十圓であるが、此の内滯納額は五百三十九萬七千四十八圓で、調定額に對する滯納額の割合は七分五厘である。

而して右の滯納額に對する徵收狀況は、徵收額五百十一萬一千六百六十五圓(九四・七%)、缺損三萬三千九百七十八圓(〇・六%)、翌年度へ繰越二十五萬一千四百五圓(四・七%)で大部分は徵收額となつてゐる尙此の内徵收額に付更に内譯を見ると、

督促狀發付前納付五十三萬九千四百九十五圓(一〇・六%)、督促狀發付後財產差押前納付百四十一萬三千三百九十九圓(二七・六%)、財產差押後處分決行前納付四十四萬三千六百一圓(八・七%)、處分決行徵收二百七十一萬五千百七十九圓(五三・一%)となり、處分決行徵收が過半を占めてゐる。

次に最近各年に於ける當該年度所屬國稅の滯納及其の徵收狀況を見ると

即ち滯納割合は年と共に増加してゐるが、一方其の徵收成績も概して年々向上の傾向を示してゐる。而して昭和十二年度に於ては兩者共特に著しい高率を示してゐるが、斯の如き激増は同年度に於て一法人にして

## 二

既往年度所屬國稅滯納

同年度に於ける既往年度に屬する國稅の

昭和十二年度  
國稅滯納狀況

## 【文書課調查】

一本年度所屬國稅滯納

滞納額は二十七萬六千八百八十五圓であるが、之が徵收狀況を見ると徵收濟十七萬一千二百五十二圓(六一・八%)、缺損三萬七千七百九十三圓(一三・七%)、翌年度へ繰越六萬七千八百四十圓(二四・五%)で大半は徵收濟となつてゐるが、本年度所屬滯納額の徵收成績よりは劣つてゐる。

右の内徵收濟額に付更に内譯を見ると、

財產差押前納付九萬八千四百四十八圓(五七・一%)、財產差押後處分決行前納付五萬六千四百四十四圓(三三・〇%)、處分決行徵收一萬六千三百六十圓(九・五%)となり、財產差押前納付が過半數を占めてゐる。

次に最近各年に於ける既往年度所屬國稅の滯納及其の徵收狀況を見ると左の通りである。

年 度	既往年度 より繰越 滯納額 内	徵收濟額	割合
昭和八年	三八・七五	一四・三三	五二・三
同九年	一四六・四二	一一〇・〇四	七五・一

同 十 年	二八・三九	七・八四	六五・八
同 十一年	二六・四〇	六四・三一	五〇・八
同 十二年	三七六・八五	一七・三五	六一・八

## 昭和十二年末

### 免 稅 地

#### 【文書課調査】

昭和十二年末現在に於ける免稅地は二十三萬三千一百一町步で、前年に比し十萬四千百七十町歩(三割九厘)の減少となつてゐるが、これは主として災害免稅地たる畠の激減による。

地目別	昭和 十二年	和 比較増 (△減)
田	一、七三・三五	一、三五・三五
畠	一、四六・三五三	一、四三・三七
垈	一、三九・八七	一、三九・八七
池	一、〇四四	一、〇四四
沼	一、七	一、七
雜種地	二、五、五	二、〇四九
地	一	一
社寺地(有料借地)		一〇・九九
總 計	四、五七・八九	二三・一〇一
		五・一四

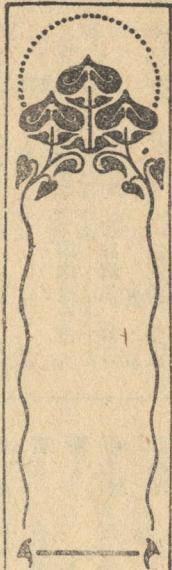
同年末現在に於ける課稅地總面積は四百五十三萬七千八百十九町步で、之に對する免稅地の割合は五分餘に當つてゐる。地目別に觀ると池沼と雜種地は一割以上の高率を示してゐるが、主要地目たる田、畠及垈は何れも五分内外である。

次に地稅免除の事由を見ると、免稅地總面積の約四三%は地稅十錢以下の土地、約二九%は荒地、約一五%は災害地、約九%は埋築地である。其の他公用公共用地、開墾地、私立學校用地及領事館敷地は併せて四%に過ぎない。

## 隨筆

## 二日の旅

## 磯部桃果



今日明日は海の厄日とかで、海女共は絶対に海へ這入らないので伊雑宮や青の峰にお詣りをするのださうな。わたくし共も車中ながら鬱然と籠つた神の森を拜する。賢嶋に着いたのは十一時過であつた。海岸の茶店で鮓を食ふ。こゝの老主人はもと小學校長をしてゐたとかで、律義さうな人である。私が磯部と名乗つたら、「山田には以前磯部百鱗さんといふ畫家がありましたが……。」など言つた。その妻君は「泊るなら濱嶋にお泊りなさい。」と言つて、頼みもせぬのに親類である岩崎屋へ電話をかけて、「サービスを好くするのですよ。」と附け加へた。

張鼓峰事件がもつれにもつれて、一觸即發を思はせる七月二十二日、折りしも奉天から歸省してゐた次男の謹次が、二人で志摩めぐりをしませう。と提案した彼は幹候の伍長である。萬一、日蘇國交斷絶の曉には、いの一番に應召して第線に立つべきであるので、父と子との最後の行樂をして置かうといふ意味が讀めたから、取るものも取りあへず、即日午前十時半のバスで山田驛に行き、賢嶋までの切符を買つた。鳥羽驛で志摩電鐵に乗り變へる。迫間から腰巻の上に肌着を着てゐる女の群がどやどや乗り込んで來た。

色黒き腰巻女ら何やら騒ぎあへり海女の群かも

店には眞珠が並べてあつたので、次男は安物のカフスボタンを買つた。主人の話によると 真珠は元來が贅澤品である上に、支那事變の爲に輸出が杜絶したので、市價が暴落に暴落して眞珠屋といふ眞珠屋は青息吐息であるといふ。十二時巡航船に乗る。わざと船室に這入らず、屋望のきく甲板に御興を据ゑる。天も青い、潮も青い、嶋も青い。次男は早速寫眞機をとり出す。

海の風まとも受けて涼しかりポン～船にのりて渡るものも多徳嶋大崎などは眞珠の養殖場である。筏に似た目標の浮きがあちらこちらに遠目に見える。この浮きを方言で、たんぼといふ。このあたりの内海を總じて英虞灣といふのである。

英虞の浦の潮満けれや千よろづの瑞の眞珠は海底に湧く

大矢取小矢取嶋を我が船は弓手に見つゝ入りぬ港に

濱嶋に着くと岩崎屋の女中が宿引の中に立つてゐて迎へる。まだ一時前なので二階で一服吸つて水産試験場を見に行く。近い所であるので断つたが、女中が案内をする。賢嶋の電話が利き過ぎたのである。水族館もあつたが規模が小かつた。往還に歌を拾ふ。

濱市場のたゞきの上に横はる蟹ま新し青白き膚

永づめの樽の鰐の尾の先に夏のとんぼが來てとまりをり

砂の上に八十船並ぶ濱嶋の土用のま日は目に痛かりし

絢牡丹の繪の具あせたる鰐貞夏の砂にすわりてありけり

今から宿に落着くのも早過ぎるので、女中をかへして巡航船で御

座へ渡る。十五分で着く。何分にも暑いので不動堂や金比羅山は割

愛して、白濱の海水浴場を見に行く。西行法師の「波よする白良の

濱の鳥貝拾ひすくも思はゆるかな」といふ歌が山家集に出てゐるが

その白良の濱といふのは今の白濱のことであらう。上衣を手に持つ

た次男の後に附いて三丁程行くと、小山の上に志摩電鐵の氣のきい

たテントが立つてゐる。京都からハイキングの學生が五六人來てゐ

た。炊事道具は勿論蓄音機やラヂオまで持つてゐる。砂濱は二丁ばかり脚下にあつて、そこにもテントが張つてある。海は太平洋であるから芒洋たるものである。白砂青松といひたいが、青松が無いの

は一大缺点である。

白濱の岡のテントゆ見されば潮あぶる人小さかりけり

御座の名物は海女であるさうなが、厄日であるので一人もゐない。さて泳ぐ氣がないので、テントの陰で村の若者と雑談をしてゐる。と、麥藁帽を被つた少年が登つて来て、次男に一寸目禮をして海の方へ下りようとする。次男は「アツ」と言うて後を追つて、何か話してゐたが直ぐ戻つて來た。この少年は彼の勤先である奉天二中の二年生であるさうな。縁あつて新興樂士の滿洲で師となり弟となつたこの二人が、日本國とはいへ所謂天ざかる鄙も鄙である志摩の國は御座の崎なる一端でパツタリ會はうとは、お釋迦様でも御存じのない奇遇であつた。

五時の定期船で濱嶋へ舞ひ戻る。座敷が變つてゐる。床には坂井

泰峰の山水の軸が懸けてある。泰峰は亡父の弟子の一人であつて後

櫻岳と改めた。今は故人があるので殊更なつかしい感がした。

湯に入つて戻ると、一の膳に二の膳が並ぶ。盛澤山の鰐の刺身は

旬はづれの上に新し過ぎる爲か肉が固くて風味に乏しい。鮑の酢貝

は月並だが、蟹の三杯酢はうまかつた。

一本のビールに酔ひて父と子が碁を闇むなり旅のつれぐ

昔我に井目おきし子に我は三百おきて負け越にけり

父と子が碁を打ちおれば二階下を浪花節謡ひ人過ぎて行く

食後小學校の後の岡に登る。亂立してゐる松の間に日本海が夏

霞にぼやけて光つてゐる。涼しい夕風が不斷に袖を拂ふ。

外海の波こゝもとによせて來ぬ老松の根に涼みてあれば  
西行の歌碑を仰ぎて園手に文字ひろひ讀む岡の夕ぐれ  
氏神神社に詣でる。境内には神宮遙拜所と宮城遙拜所の、筆太に  
書いた二本の新しい角材が別々の方面に立てられてある。武運長久  
の祈願の參詣人がなか／＼多い。この光景は正しく日支長期戦のま

つ唯中にある日本の姿であつて、誠に頼母しいと思つた。我が國の  
標語である敬神尊皇、これこそ大日本國民の共有せる一大精神であ  
つて、又日本の強い根源でもある。わたくし共はこの日本といふ鷗  
帝國に生れたことを今更感謝して止まない者である。それから風の  
無い生温い夜の街をぶらついて、次男はこゝでも眞珠のピンなどを  
少々買つた。奉天への土産である。

宿の裏通が遊廓になつてゐるので、時局から三味の音は聞えなか  
つたが、コップ酒にでも酔つた素見ロカヒが涼臺で勝太郎や雲月や東海林  
のレコード仕込の棚おろしをするので、二時頃まで寐つかれなか  
た。

翌二十三日には午前六時に寐足らぬ顔を洗つて食事もそこ／＼  
に、七時には船に乗つてゐた。和具に向ふのである。朝の海氣は爽  
やかだ。

水の面を棹もてたゞき船人ら朝なぎの海に艤網引く

三十分ばかりで和具に着いた。バスの出る所まで歩く。途中に處が  
ら不似合なやうな廣い蓮池がある。花は皆紅蓮で、その數幾百となく  
今を盛りである。朝風に大きな立葉が傾いて波うつのも面白い。

めぢ 眼路とみに明るきこゝち紅蓮の咲きさかりたる池のべを行く

海の青に馴れこし我が目こゝに來てはちすの紅をなつかしと見  
る

八時のバスで波切に走る。布施田片田船越を車中からのぞいて走  
る。波切の終點から少し歩くと直ぐ港で、城郭のやうな立派な家が  
ある。網持の分限者であらう。海岸はコンクリで堅めてあつて濱市  
場も濱嶋のより大きい。道を右へ取つて更に左へ坂を登ると大王崎  
である。波切町の東南端に位する。とある家の門内に大小の鮫の皮  
が晒してある。國防資源の消耗を防止せよと、老藏相の池田さんが  
聲を大にして呼ばれる刻下の統制時代に乗り出して、牛皮に代用さ  
れるといふ人氣者はこれだなとほゝ笑まれる。

鮫の皮庭せきまでに干してあり濱の音ひゞく岡の一つ家

この家を過ぎると右側の堀の内に有名な白色の燈臺が兀然と立つ  
てゐる。纏覽時間でないので、外部から仰ぎ見たのみで眼は直に雄  
大な太平洋に惹かれる。今日は好天氣なので幸か不幸か、白馬岩を  
咬むといふやうな豪快味は無いが、巖礁の處々にはさすがに土用波  
が雪を散らしてゐる。次男は海岸をカメラに入れる。

夏雲を破りてそゝる燈臺のまゝに立てば狂ふ瀧見ゆ

陸のいや果に來て綿津海にま向ふ如し波切の大鼻

波しぶく大王崎の岩かけに磯撫子の小き花咲く

今日も海女は出てゐない。よく／＼縁が無かつたのである。

我が欲りし海女の口笛それに似る麥笛をだに聞かぬ二日路

カンバスを脊負つて寫生に來てゐる青年に道を教へられて、斷崖の細いたら／＼坂を下つて、城壁のやうな道を歩いて行くと、この度は薄く剝がれた鮫の肉が、澤山天日に干されてゐる。これをわたくし共は鮫の垂れと言つてゐる。眞珠のやうな裝身具には無關心である老人にも、このものには執着心が持たれたので、わざ／＼持主を尋ねて土産物として、若干分けて貰つた。

生干の鮫のたれ得たり志摩に來しるしの苞よに鮫のたれ得たり

新聞包の苞をぶら下げて次男のあとを追つたら、山上の鎮守の社頭で待つて居た。わたくし共は裏參道からお参りをした譯である。

森を通りぬけて表參道の石階を下ると、涼しい風が入海の面から吹き上げて来る。こゝで暫く休む。

鴨方通ひの定期のバスは大きくて美しかつた。鴨方から昨日の電車に乗る。鳥羽に着いたのは正午であつた。驛前の食堂で腹をつくつた。家へ歸るのには餘りに早過ぎるので、御木本翁の經營してゐる眞珠が島へ渡つて、生洲の鯛の殻刺たる姿を次男に見せた。これ

で瀧崎の水族館の不満は帳消になつた。

大鯛に小鯛うちつれきほひつゝ生洲を泳ぐ振りの勇々しさ

水の上に脊鰭を立てて大鯛はいちはやびつゝ生洲を泳ぐ

たまゆらもやすむ時なく鯛の群の泳ぐを見れば教へられにけり

見世物の海女や、一四五錢の魚釣もあつたが、子供でないわたくし共には心が進まぬ。強い風が出て來たせぬか遊覽客は一人も來ない。松陰のベンチにおいていた夏帽や上衣、かしば／＼吹き飛ばされた。三時の汽車で山田へ出で、家へ歸つたのはまだ日の高い四時頃であった。そして二日の旅で日焼けのした二人の顔は滑稽な程輝いてゐた。

## 隨筆 初冬の氣分

田 島 杜 人

彼はつい十日ばかり前に生れて始めて澤庵をつけて、近頃にない喜びを覺えて張り切つてゐる。

何時も朝寝坊にきまつてゐる彼が、この頃では案外早く起きる。眼が醒めてゐても中々床を離れることの出来ない彼にも拘はらず、澤

庵のことを思出すと、むづくりと起き上つて、そそくさと下駄をつかけ物置きにかけ込んで行き、澤庵の漬かり具合を検分してゐる。一日二日は何の變化も見られなかつたが、三日四日たつ内に澤庵桶にのつかつてゐる重石の下に水氣が浸み出てゐるのを見出した時、彼はどんなに限りない愉悦を覚えたことであらう。彼は重石をゆさ振つて見て水氣のために出るジユブ／＼言ふ音を聞いたり、重石をとりのけて中の様子を窺つたりして、容易に其處を動かうとしないのである。何時も寝坊の彼が、何の物音もたてずに起き出して物置きに行つて澤庵桶の様子に眺め入つて居るのを見出した彼の妻は、何だが勝手が違つたやうな表情を顔に現はしてゐた。それは朝の事だけではない。勤めを終つて歸つて來ると矢張り最先きに物置きにかけ込むのである。歸りが遅くて夜に入つてゐる時でも、彼は燭燭を持出して澤庵桶を検分せずに済ますことは出来なかつた。

澤庵をつける前の彼のはり切り方も不斷に見られないものがあつた。彼も彼の妻も、澤庵をつけた事は曾てなかつた事だし、彼の弟などは、どうせ食べられる様なものは出來つこないと斷念させる様な事を言つてゐたが、免に再漬ける事にして出入りの野菜屋に僅かな大根を註文して始めたのである。自分の物草さ加減は充分知つてゐるので、果してよく出来るかどうかは、自分にも解らない彼であつたが、いざ洗つた大根を繩に縛つて干したりしてみると何とも知

れぬ喜びが湧いて來るのである。僅か百本足らずの大根であつたが、少い家内のあちこちに吊り下げたりしてみると、自然と秋の喜びを感じるのであつた。縁側にぶら下げてゐる大根のすぐれが次第に乾いて来て大根特有の香氣が漂ふのを知ると言ひ知れぬ充足感に満ることが出来るのであつた。

彼の故郷は、朝から晩まで土に明け土に暮れる全くの百姓であつたから、澤庵に限らず食べ物の殆ど全部は家で出来たものによつて出来てゐた。故郷の彼の家でも大根はかなり多く作られてゐた。二段とか三段とか作られるのは普通の事で、大根の出来る時期には、近くの町や工場などに大根の賣出しをやるのであつた。又十里も離れたF市の市場まで手車引いて運び出すやうな事も少くなかつた。去年などは新に買入れた土地にも皆大根を作り、例年に比べて餘程作付が多かつたが、これが豫想外によく出来て、おまけに賣行きもよかつたとかで、大變助つたと言つて此の春京城を訪れた彼の母が喜んでゐた。こんな風で故郷の家では、大根も家の澤庵漬けの爲めといふよりは外に賣出すのが目當てになつてゐて、これが一家の經濟の上に相當の影響があるものであつたから、家で漬ける大根にはよい品物を使ふことは出来ず、多くは屑大根を用ふるのであつたがそれでも、それが屋敷の軒や柿の木の枝などに澤山ぶら下げてあるのを見ると、實に何とも言はれない、家庭の落付きを感じたものであ

つた。彼が此の秋に始めて自分の狭い家のあちこちに、僅かではあるが澤庵用の大根を吊り下げる得も言はれぬ喜びを感じたのは或は故郷の家の秋を心深く感じての、あの相似性を見出しての喜びかも知れなかつた。

大根といへば彼はまだ小学校に通つてゐる時によく大根蟲の驅除をやらされたものであつた。それには、彼より二つ年上の、今は東京のある小さな薪炭商の番頭に行つてゐるYがいつも一緒であつた。彼はかなりな肝續持ちではあつたが、二つ年上のYは氣がやさしくて何でも控へ目の方であつたから、お互ひ衝突を來すやうな事はなかつた。何時も仲よく出かけて、割合に熱心に仕事をしたものであつた。何でも此の様子を見て近所の人々はよく感心して賞めて異れることがあつた。大根蟲を殺すに色々薬を用ひてゐたやうだ。何の木かは忘れたけれどもある灌木の枝葉を煎じたものがよく使はれた。何だかたゞみいたな袋を持つて行つてそれですくひ取るやうな事もあつたやうだ。大根は蟲がついたら薩張り駄目になつて仕舞ふ。小さい内に蟲がついたら枯れてなくなつて仕舞ふ。それだから蟲殺しの薬液をかけるのは特に大根が生えたばかりの時が一番大切である。小さい内に蟲にたかられたが最後其の打撃は大變なもので十日も経つて行つて見たら、折角骨折つて播いた大根畠も、丸で齒の抜けた老人の様な醜體になつてゐるのである。それでも大きくな

つたからと言つて安心が出来るものではない。一寸油斷をしてゐると葉がまるで網の目のやうに穴があいて仕舞ふ。かうなつたら、たとへかなり大きな、よささうな物が出來ても味がにがくて食べられるものではない。

このごろ自分がいくらか年をとつて來ると子供の成長に驚くことが屢々あるのだが、大根の成長の早いのは何時も驚かされたものである。四五日見ぬ間に生えたばかりの大根が三倍にも五倍にもなつてゐるのによく出會つたものである。特に肥料をやつた直後などに雨が降つたりすると、其の伸び方は全く驚くばかりであつた。肥料といへば、彼の家では農業をかなり大仕掛にしてゐる關係から自分の家のだけでは足らないで村の小學校の糞尿を買受けてゐた事が三四年續いたが、彼はよく兄に連れられて小學校まで糞尿取りに行つたものである。これは何の作物にも使つたのであるから勿論大根の肥料としても使つた。これを學校から運んで來ては惜しげもなく振舞つて置くと、一週間もするとの效果はてき面に表はれて来て、とても威勢のよい出来栄えを見せた事を今でも覚えてゐる。

大根を三四段も作つて置くと、成長して行くに連れてどん／＼間引きして行かねばならぬが、間引きした大根葉は近所の町に賣りに行くのであつた。勿論賣つた所で大した金になるものでもないが、捨てるには惜しかつたのである。こんな物を賣りに行くには何時も

彼の家では子供がやらされたものである。今東京にあるYが商ひを経験したのも此の大根葉賣りがその初陣だつたであらう。それは恐らく小學校の四五年の頃だつたらうと思ふ。それは大正三四四年頃だらうが、一束二錢か一錢五厘のものを十四五束も荷つて行つたのであらうか。大人の芋賣りに出掛けるのに従いて行くのだから朝は三時か四時に起されて、冷飯をかき込んで眠い眼をこすり〜出かけ行くのである。此の時の、あのおとなしいYが一里もある町までとぼ〜と従いて行つた姿を想像すると、彼は何時もある嚴肅な感じに打たれるのである。彼も矢張り大根葉賣りにやらされた譯であらうが、今の彼には判然とした記憶が残つてゐない。商ひ?に就いて最も彼の記憶に鮮かに残つてゐるのは、桃賣りに行つた事である。それは確か小學校六年の夏休、七夕の日であつた。家庭の庭にある桃の實を荷つて、彼の兄が芋賣りに行くのに従いて行つたのであつた。七夕の日だつたせいであらう、其の日は全部賣れて仕舞つた。賣上げは二圓七錢か三圓七錢かだつたが、賣切れで歸途に就かうとする時、やはり今歸りかけたばかりの兄に出会つた時は、嬉しいと言はうか、安心したと言はうか、何だか名狀しがたい氣持になつた事を覺えてゐる。此の歸途兄が五錢か幾らかはずんで菓子を買つて呉れたが、どうしても直ぐに喉には這入らなかつた。彼には大根葉賣りの記憶はないが、兄の挽く車の後押しをして大根を近くの町の工場

に納めた事は覺えてゐる。手織りの縞の着物を着て車の後にしがみ付くやうにして押して行つたものである。彼は肝臍持ちの癖して氣は至つて小さかつたので、街並を押して通る時などは誰か自分を冷かしはしないだらうかななどと心配したものである。

大根に煙草、西瓜は彼の家の經濟を非常に助けてゐる作物であるが、其の内でも一番彼の家で歴史の古いのは煙草でこれは彼が物心ついた頃には既に煙草の蟲取りにやらされた記憶がある。大根は彼の小學校に入った頃からかなり大規模に始められたやうだ。西瓜耕作は三者の内では最も後れてゐて彼が中學に入る頃からが本式にやり始めた位のものである。それで小學校時代は西瓜といへば、彼の家から半道ばかりの處にある、親類の家によく食べに行つたものである。其の家のある部落は西瓜を作るには地質があふと見えて非常に旨い西瓜を喰べさせられた事を覚えてゐる。此の家には私と同年の子があつて氣があふ所から、よく彼は其の家に遊びに行つた。今でも一番鮮かに印象に残つてゐるのはある年の夏、桑摘みの加勢に行つた時の事である。それは小學校の六年か中學に入つたばかりの頃のやうであるが、桑畠に二人が這入り込んで盛んに自分達の將來を語り合つたものである。丁度其の年も食べるだけのものは其の家に西瓜が作つてあつたので、二人は毎日のやうに西瓜を選んで来て井戸の中に冷してゐた。晝の仕事も終つた所で明るい月の間に庭

に庭を敷いて冷えた西瓜を食べ味ふ事が幾日も幾日も續いた。思へばそれから約二十年もの歳月が流れてゐる。互に十年後を期して勵まし合つた其の十年後も最早十年以前に過ぎ去つてゐる。彼もその

親類の子も共に三十を越えてはゐるが、あのとき期してゐたやうな將來が開けてゐるであらうか。彼はそんな事を思ふと、ぢつとしてゐられないやうな焦躁に驅られる事がよくあるのである。

煙草といへば、今頃は彼の故郷の家では秋の取入れの忙しさも済んで、煙草の乾葉のしは延べがあつてゐる時分であらう。彼も幼年の頃同じくそれをやらされた。彼の家は父の時代迄瓦屋をやつてゐたので、その工場跡の建物だけはまだ残つてゐる。煙草の葉延べは多くの建物の中でやつてゐた。建物の後ろは孟宗竹の藪で、南側に一本のよくななる柿の木があつた。仕事をよくやつた時はその柿を一つか二つ貰へる事があつた。彼の家では一人前働ける者は割に少かつたが、家族はかなり多かつたので、仕事場に並ぶ頭數は相當に多かつた。それが一齊に並んで仕事をやつてゐる様子を外から見て來た人が見ては其の威勢のよいのに驚いたものである。

## 會 報

昭和十二年度朝鮮統計協會收支決算報告（前號

六五頁掲載）中、收入之部ノ前年度繰越金一、五  
四五・一五ノ條ニ備考トシテ「此ノ外五六九・八

八ハ昭和十一年中ニ收入シタル昭和十二年度會費  
ナルニ付會費收入ノ項目へ編入ス」ヲ加フ

らう。彼の故郷の家でも矢張り姉達が漬けた澤庵が香氣を出して、よく漬かりかかる事であらう。

この十日ばかり内地に行つてゐた弟が歸つて來た。まだ早いとは思つたが待ちきれなくなつて出して見たら、色々と心配してゐた我が家のは澤庵が、始めての経験にも拘はらず、かなり調子よく出來てゐて、一家は喝采に似た氣分を覺えて、其の美味？を賞することが出来た。正月になつたら愈々本物になつて我が家を樂しませ、お客様に來て呉れた人々に幅廣く自慢が出来る事であらう。



雜  
筆

# 街頭文學

佃 紀 一三

今は取替へられてゐるかも知れぬが、數年前、或る圖書館の湯呑場で次のやうな掲示を見た。原文通りには記憶してゐないが、その掲示には先づ左に掲げるやうな行爲を禁ずる意味のことを書き、さて條りを變へて、一、手を洗はざること、二、啖唾を吐かざること、三、何々せざること、といふ風に墨痕あざや

かに書き並べてあつた。この掲示に書いてあることを文字通りに解釋すると、若しこの湯呑場でうつかり手を洗ふことを忘れたり、啖唾を吐くことを怠つたりしようものなら、どんなひどい叱りを蒙るかも知れぬといふ奇妙な結果になる。

この貼紙の間違ひは、これと同型の誤謬に陥つたもので、勇敢にも「十四歳以上の男女混浴せざること」を「嚴禁」してゐる風呑屋の貼紙の話を聞いてゐなかつたら、私は或ひは氣が着かなかつたかも知れぬ。又これが他の場所だつたら氣が着いても見逃したであらうが、假にも其所は知識の豊庫を以つて任ずる權威ある圖書館の構内であつたのである。

◇  
この種の錯覚は世間に幾らでも行はれてゐる。以下例は少し汚くなるが御免を蒙る。

宴會の歸り、途中から催し始めに猛烈な尿意に我慢がしきれなくなつて、薄暗い露路に飛びこむや、電柱のかけになつてゐる恰好の場所を選んで陣取つた。大抵の人の好みはこんな場合にも共通するものと見えて、ここで「此所は便所に不非」

同じ挑戦的でもこれなんか餘り相手の鬪志を刺戟しない方である。何故なればこの「不非」といふ打消しの二つ重なつたやうこそいふ文字をにらんで、此所が果して便所で「ない」のか「ないではない」のか決斷に迷つてゐる内に、大概の腎臓病も排泄作用を完了してしまふ。

れて次第に天下無敵の氣持になりながらよいと見上げると、目の前に板ざれが打つつけであつて何か書いてある。

「此の處小便せざること堅くお断り申上候」これらはしかし其の文理解釋の如何に拘らず、これを書いた人の懸念な態度と困り切つた様子とがよく読みとられ、違反者の良心を叩くものがある。

目的は違ふが「ここにごみすてわなんらん」と云ふのなども、言ひ方はぞんざいだが、塵芥を所構はず撒散らず世間のおかみさん達も、此所だけは避けさせるだけの朴拙な力を持つてゐる。

最も悪趣味で敵愾心をそゝるのは近頃よく見る次の貼札である。

「犬の外大小便すべからず」

この文案者は世間の不徳漢の最も痛い所を一本きめこんだ積りで我ながら頭の良さに陶酔してゐるのであらうが、そしてこの貼札の前を通る度に額を撫でながら何べんも見直してゐるであらうが、この貼札の効果は文案者が最初目論んだものとは全く別なものである。即ちこの文句は見る人をして犬ならずとも片足上げて貼札めがけてひつかけてやりたい鬨争心を起させしめ、我慢すれば家迄持ち歸れる場合でも、敢えて之をやつて見たい不敵な衝動を覚えさせるのである。

### 氣分の轉換

#### 倉田山生

私は昨夜、日頃から尊敬してゐるH大佐に招かれて行つた。會つて見ると、最早六十に近いであらうH氏は相變らず元氣横溢で、五尺七八寸もあるらうと思はれる、而も横も充分張切つた強靭な體驅から、熱誠溢れる時局談、教育談を連々された。大所高所から、といふ

言葉を私はよく聞くに拘はらず、多くは大所高所からでなくて、自分に都合のよい場合に大所高所の語を亂用してゐることの多いのを遺憾に思つてゐた私であるが、H氏の言葉は眞の意味の大所高所から物を觀、事を謀らうとされてゐるのを強く感じた。

私は先生の言葉を非常に快く聽くことが出来たのみならず、大なる感激を覚え、何とか蘇生したやうな氣持がした。自分にも自然と氣力がついて来るやうであつた。それと同時に私の今迄の生活態度が必ずしもよくはなかつたな、といふ感じがした。

ここ一年ばかり私は努めて外に出ることを避けるやうにして來た。それは、その以前二三年ばかりといふものは、出歩いてばかりいたのであるが、さうすると外部からの刺戟は得られるものの、人間に奥行きがなくなり、雜ばくな薄っぺらなものになつてしまふやうな氣がして來て、心の安らしさを得ることが出來なくなることを感じたからであつた。それと一つは、凡そ人間は何か仕事をするにはどうしても實力を養成することが、先決問題であり、いくら知名の士を知り、時勢の空氣を知つてやつきとなつたところで、己に實力

が深く藏せられてゐない限りは、如何なる事も成就し得るものではないと感じたからであつた。此後の感じの方が恐らく強かつたのである。

だから、今後自分の採るべき道は、己の實力養成に専心することでなければならぬと覺悟し、それ以來といふものは、出来るだけ出歩くことを避け、専ら家にとち籠つて書を読み、己の實力を一寸でも、一分でも餘形に伸ばし或は深く藏することに努めて來た。尤も此の實力養成の念願がどの點まで達せられつゝあるかは解らないとしても、形だけは少くとも其れを守つて來た。それに就いては、随分私としては出席しなければ義理が悪いやうな所にも出席を見合はせ、其のためには少々人から非難されることにも甘んじて來たものであつた。

しかし、昨夜圖らずもH大佐に會つて非常な感激を覚え、蘇生の恩をしたのをきつかけに、私は、從來自分のとり來つた態度は必ずしも採るべきものではなかつたことを知ると共に、これからは眞に尊敬すべき人には時々會つて自己の魂を振り動かし、刺戟して貰ふことが必要であることを感じた。

## 休憩室

いろいろ事の多かつた昭和十三年も終りに近づいた。毎年の事ながら歳末となると何となくあはただしい。だがあはただしい乍らも其の底にある種の落つきといふか、緊張といふか、が感じられる。これは時局のせいだらう。長期戦への覺悟がめい／＼の頭にあるからだらう。聞く所では、今年は歳末大賣出しは取りやめになるやうだ。やる、やらんは、色々問題のある事だらうが、國民が物資の節約、貯蓄の勵行のために、大賣出しのないことは相當の効果のある事と思はれる。

长期戦への覺悟の現はれといふのは、或は當らないであらうが、我が編輯室内にも大分丸刈り頭が見受けられる。御大の和田幹事の丸刈り風景も大分板について來た。あの美髪を思切つてベツサリやら

今年は例年と違つて、廣渡氏の頭などは、伸びてゐるとか、緊張といふか、が感じられる。これは時局のせいだらう。長期戦への覺悟がめい／＼の頭にあるからだらう。聞く所では、今年は歳末大賣出しは取りやめになるやうだ。やる、やらんは、色々問題のある事だらうが、國民が物資の節約、貯蓄の勵行のために、大賣出しのないことは相當の効果のある事と思はれる。

統計思想の普及發達といふことはなか／＼難かしいものである。ある時、かなりな高官に御會ひして話をしてゐる時私が何をしてゐるかを尋ねられたについて、「統計の方をやつてゐます」と言ふと共に人の曰く「統計とは會計の事かね？」と來たのに、驟然とならざるを得なかつた。尤も六十歳を越えた御人ではあるが、兎にも角り、かを尋ねられたについて、「統計の意味はまだあるやうだ。一國の政治家がその國の青年に眞剣に呼んでゐるのも其處にあるのである。早い話が戰争だつてさうで、現在我國でも大陸にあつて大活躍年と異なり、大分此の方面の仕事も馴れて來たから、一層手ぎはよく出來て依頼者各位の満足を得られるものと自負してゐる。既に印刷の上發送に着手してゐるから今月二十日頃迄には完了の豫定。御期待を願ふ次第である。

統計思想の普及發達といふことはなか／＼難かしいものである。ある時、かなりな高官に御會ひして話をしてゐる時私が何をしてゐるかを尋ねられたについて、「統計の方をやつてゐます」と言ふと共に人の曰く「統計とは會計の事かね？」と來たのに、驟然とならざるを得なかつた。尤も六十歳を越えた御人ではあるが、兎にも角り、かを尋ねられたについて、「統計の意味はまだあるやうだ。一國の政治家がその國の青年に眞剣に呼んでゐるのも其處にあるのである。早い話が戰争だつてさうで、現在我國でも大陸にあつて大活躍年と異なり、大分此の方面の仕事も馴れて來たから、一層手ぎはよく出來て依頼者各位の満足を得られるものと自負してゐる。既に印

論、統計といふ術語がわからないのであつて、統計そのものは日頃明された譯である。丸刈りとの他も言ひ切れないし、それかといつて丸刈りでも勿論ないので——との比率はの・・〇である。この〇の内に隨分切つて貰ひたい御人が一人二人あるが、御本人なか／＼うんと應諾して呉れさうにないのは待遠しい。

世の中に何が一番強味だと云つてだらう。「鬼も十八、番茶も出ばな」といふ言葉が或點まで此の事を言ひあててゐるやうであるが、此の言葉の持つ意味以外に、若さの強味はまだあるやうだ。一國の政治家がその國の青年に眞剣に呼んでゐる統計用紙の共同購入斡旋は和田幹事統率のもとに至極順調にてゐる。事務が運ばれてゐる。昨年や一昨年と異なり、大分此の方面的仕事も馴れて來たから、一層手ぎはよく出來て依頼者各位の満足を得られるものと自負してゐる。既に印

が出來るであらう。「光は東方より」と云ふ言葉があるが、國の場合では「光は青年より」と言へるであらう。ぐうたらな青年が成長して行つたのでは、その國の將來は衰亡に向ふより外、道はないであらう。大分前書きが長くなつたが、我が編輯室内にも、活氣激刺する若手組が、非常に優勢である。まだ徵兵検査前と云ふ人々がかなりある。將來に異常なる強味を感じざる所以である。

我が協會の大きな事業の一となつてゐる統計用紙の共同購入斡旋は和田幹事統率のもとに至極順調にてゐる。事務が運ばれてゐる。昨年や一昨年と異なり、大分此の方面的仕事も馴れて來たから、一層手ぎはよく出來て依頼者各位の満足を得られるものと自負してゐる。既に印

## 編輯後記

◇忙しかつた昭和十三年も最早あと僅かになつた。だが非常に意義深き忙しさであり、この忙しさの中にある我々國民は正に之を光榮として喜んで乘切つて來たのである。恐らく此の忙しさは今年に限らず、今後半永久的に繼續するべきものであるが、之でこそ日本國民の意義ありと謂ふ譯である。堅忍不拔、此の繁忙を乘切つてこそ現代時局の美果を將來に收めることが出来るものと思ふ。

◇時局は着々皇國の理想とする所に向つて進展し、東亞の天地は誠に輝かしき榮光に満ちてゐる。古來現はれようとして現はれ得なかつた喜ぶべき現象がこの秋に現はれようとしてゐるのだ。江上大人の「東亞協同體への感激」を讀む人々は更に其の感を深くするであらう。江上大人が齒痛を冒し、繁忙の中を割いて特に我々會員の爲に筆を執つて熱烈なる御氣持を披瀝して下さつた事を深く深く感謝す

ると共に、會員諸賢の熱讀を願ふや切である。

◇京城帝大の大内武次教授の「統計の話」は、教授の御厚意に依つて第十回を重ねる事が出来た。あの該博なる統計の知識を

我々會員に解り易く御傳へ下さる爲に、非常に平易に、且つ興味あるものとして特に御執筆頂いてゐることを我々は感謝しなければならぬと思ふ。此の點厚く教授の思召に感謝すると共に、我々會員は反復精讀すべきであらう。

◇内閣統計局、眞崎幸治氏譯の「減退し行く歐羅巴人」は今回を以て完了した。力譯を惠投された眞崎氏に此の際深く感謝したい。讀者は三回に連載の本文に依つて教へられ、考へさせられる事が多いであらう。京畿道官房の西井氏も御繁忙の中を御執筆頗つた事は讀者諸賢と共に喜びに堪へない。

◇國勢調査課、鈴木虎次郎氏

からは「朝鮮に於ける職業調査の現状と産業調査の速進について」の力作を戴いた。手堅き研究であり讀者を益する事が多いであらう、今後連載される事になつたが御味讀を希ぶ次第である。

◇年末年始銑後報國強調週間の趣旨——生活の刷新・物資の節約・貯蓄の實行——に協力して全鮮各雑誌が減貢を勵行する事となつたので、本誌も之に欣然參加して相當の減貢を斷行した。この點會員諸賢の御理解を得たいが、しかしながら其の内容の點に於ては、減貢を斷行したが爲に見劣りのしないやうに編輯者としては可成努力した積みである。

◇繁忙の昭和十三年を送つて將に昭和第十四年の光榮ある年を迎へんとする。本誌の編輯は萬事至らぬ所が多いでせうが、御宥恕の上不相變、御鞭撻下さる様願します。最後に會員諸賢には充分御自愛の上來るべき年の爲に身構へられん事を希望します。

## 廣告案内

本誌廣告掲載御希望の向は本會事務所（朝鮮總督官房文書課内）又は本會地方委員（各道府郡島廳内統計主任）へ御照會ありたし。

昭和十三年十二月二十日印刷  
昭和十三年十二月二十三日發行  
定價 拾五錢（送料共）

編輯兼  
發行人 和田 喜 三 次

印刷人 藤 本 外 次

京城府壽松町二七番地

印刷所 鮮光印刷株式會社  
朝鮮總督官房文書課内

發行所 朝鮮統計協會

提禁京城二四四八八番

# 朝鮮實の案起文公

好評遂に

## 第十五版印刷着手

追加注文陸續として殺到  
品切に次ぐ品切の盛況

官廳實務の大部分は文書事務である。文書を離れて官廳の活動はない。従つて公文起案に精通することは、官廳事務のコツを擰ることで能率増進上最も要望される所である。

然るに公文は頗る複雑多岐に亘るのみならず、其の慣用文字はいかなる辭書も教へてくれるものでなく、各種公文の意義・效力・様式は傳統的に慣用されてゐるもの多く、法規集にも法律書にも殆ど之が解説を見出しえぬのである。

本書は第一部公文用字用語篇に於て、現行公文に慣用せられる文字の使ひ方と用語について、あらゆる見地より之を検討し明答が得られる。

官廳實務の大部分は文書事務である。文書を離れて官廳の活動はない。従つて公文起案に精通することは、官廳事務のコツを擰ることで能率増進上最も要望される所である。

然るに公文は頗る複雑多岐に亘るのみならず、其の慣用文字はいかなる辭書も教へてくれるものでなく、各種公文の意義・效力・様式は傳統的に慣用されてゐるもの多く、法規集にも法律書にも殆ど之が解説を見出しえぬのである。

本書は第一部公文用字用語篇に於て、現行公文に慣用せられる文字の使ひ方と用語について、あらゆる見地より之を検討し明答が得られる。

第一章 公文用字用語篇		第二章 公文の意義と形式	
第一節 漢字と漢字	第一節 法令文の概念	第二節 漢字と漢字	第二節 法令文の概念
第二節 公文用字の平易化	第二節 法令文の概念	第三節 公文用字と漢字ブライタ	第三節 法令文の概念
第三節 常用漢字と漢字	第三節 法令文の概念	第四節 繁體字と簡体字	第四節 法令文の概念
第四節 繁體字と簡体字	第四節 法令文の概念	第五節 繁體字と簡体字	第五節 法令文の概念
第五節 繁體字と簡体字	第五節 法令文の概念	第六節 繁體字と簡体字	第六節 法令文の概念

第一章 公文用字用語篇	第二章 公文の意義と形式
第一節 漢字と漢字	第一節 法令文の概念
第二節 公文用字の平易化	第二節 法令文の概念
第三節 公文用字と漢字ブライタ	第三節 法令文の概念
第四節 繁體字と簡体字	第四節 法令文の概念
第五節 繁體字と簡体字	第五節 法令文の概念
第六節 繁體字と簡体字	第六節 法令文の概念
第七節 繁體字と簡体字	第七節 法令文の概念
第八節 繁體字と簡体字	第八節 法令文の概念

第一章 公文用字用語篇	第二章 公文の意義と形式
第一節 漢字と漢字	第一節 法令文の概念
第二節 公文用字の平易化	第二節 法令文の概念
第三節 公文用字と漢字ブライタ	第三節 法令文の概念
第四節 繁體字と簡体字	第四節 法令文の概念
第五節 繁體字と簡体字	第五節 法令文の概念
第六節 繁體字と簡体字	第六節 法令文の概念
第七節 繁體字と簡体字	第七節 法令文の概念
第八節 繁體字と簡体字	第八節 法令文の概念

目次一覽

310.5  
조54ス  
N.12  
c.1

錢拾八圓壹  
(錢十二料送)

地番七十二町松壽府城京  
行發社會式株版出書圖鮮朝  
番〇九六九二城京替振

製上判六四  
頁〇〇五入箱